

平成30年（2018年）9月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 平成30年9月4日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成30年9月19日（水）

応 招 議 員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 岡村哲雄 | 2番 | 大西瑞香 |
| 3番 | 原 隆伸 | 4番 | 谷 節夫 |
| 5番 | 奥村 仁 | 6番 | 樋口泰生 |
| 7番 | 太田哲生 | 8番 | 瀧本 攻 |
| 9番 | 近澤チヅル | 10番 | 入江康仁 |
| 11番 | 家崎仁行 | 12番 | 玉津 充 |
| 13番 | 奥村武生 | 14番 | 東 清剛 |
| 15番 | 平野隆久 | 16番 | 中津畑正量 |

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 尾上 壽一 | 副 町 長 | 中場 幹 |
| 会 計 管 理 者 | 武岡 芳樹 | 総 務 課 長 | 濱田多実博 |
| 財 政 課 長 | 水谷 法夫 | 危機管理課長 | 岩見 建志 |
| 企 画 課 長 | 宮原 俊也 | 税 務 課 長 | 上村 毅 |
| 住 民 課 長 | 上ノ坊健二 | 福祉保健課長 | 中村 吉伸 |
| 環境管理課長 | 玉本 真也 | 農林水産課長 | 上野 和彦 |
| 商工観光課長 | 玉津 裕一 | 建 設 課 長 | 植地 俊文 |
| 水 道 課 長 | 上野 隆志 | 海山総合支所長 | 玉津 武幸 |
| 教 育 長 | 村島 赳郎 | 学校教育課長 | 宮本 忠宜 |
| 生涯学習課長 | 井土 誠 | | |

職務の為出席者

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 脇 俊明 | 書 記 | 佐々木 猛 |
| 書 記 | 奥川 賀夫 | 書 記 | 家倉 義光 |

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16 番 中津畑正量 1 番 岡村哲雄

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

家崎仁行議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

家崎仁行議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 中津畑 正量君

1番 岡村 哲生君

のご兩名をご指名いたします。

日程第2

家崎仁行議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は 30 分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することといたします。

質問の方法については、会議規則第 50 条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1 項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思しますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただきますよう、議事運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

それでは、13 番 奥村武生君の発言を許可します。

奥村武生君。

13 番 奥村武生議員

奥村でございます。議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1. 津波・大雨における避難対応について。改めて大雨時の避難場所をお聞きしたいと思います。何故ならばですね、前回の大雨の時に避難場所になってないところに逃げた方がおつてですね、大変苦情もいただきました。そういう点でどこへ逃げればいいのかというのをですね、再度ですね、お話いただいて、それをですね、広報に再度載せていただきたいと思いますがいかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。大雨時の避難場所についてのご質問をいただきました。大雨時の避難場所の周知についてでございますが、近年多発している集中豪雨、台風の襲来に備えまして、日頃から防災備品の備えや各戸に配布済みの紀北町防災マップにより、避難所の確認等を行い、台風等襲来時にはテレビやインターネット、防災行政無線等の情報等をこまめに入手しながら適切かつ早めの避難行動をとっていただきたいと、そのように思います。

紀北町防災マップに記載の町指定避難所一覧では、災害別に地震、高潮、大雨、大雨には二通りありまして、浸水と土砂との区分がございます。それぞれの災害によって避難場所が適当か適当でないかを判別することができるようになっております。大雨が予想され

る際には道路等が冠水することも予想されますので、避難所に早めの避難を行い安全を確保していただきたいと思います。

また今後は避難所情報を提供できるようZTVの行政チャンネルにおきまして、L字放送と今年度導入予定であります紀北町防災アプリによる周知ができないか研究してまいりたいと思います。

今一度、紀北町防災マップの記載の指定避難場所一覧をご確認の上、どこにどのタイミングで避難するのが安全か等、早めの避難をお願い申し上げたいと思います。また広報等でのお知らせにつきましてははですね、今後また来年度に備えて時期は未定でございますが、そういうことも行っていきたいと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

何故私がそういうのを申し上げましたかということですね、先般の大雨の時に健康センターへですね、健康センターから向かって左側の方が、膝から上まで浸かって逃げたという事実があったわけなんです。ということはその人からすごい苦情をいただいたわけですが、そういうことがありますので、質問させていただいたわけでありまして。

それからですね、その健康センターですけども、やはり住民の皆さんがおっしゃるのは、せっかくつくってあるわけですから、大雨時もそこへ避難できるようにすればどうかという強いご意見をいただいております。

それでその辺でですね、私はそのようにすべきじゃないかと思うんですけども、どうですかね、町長、そのように大雨の時にもあそこを使うというふうになれば、うまくいくんじゃないかと。それでその行く場所ですけども、名前だして申し訳ないんですけど、金田さんの裏の方なんかは横に川が流れているものですから、そこへ避難する場合は早めにそこへ避難すると。そして第三銀行から近澤議員のところの道路が高いものですから、その柵の一部を削ってですね、開閉にしてそこから階段へ直接結ぶような道路をつくることは可能だと思うんですよ。

私はそのように考えるんですけども、できんことはない。したがってそれからその階段についてもですね、もう吹きっさらしじゃなしに少なくとも3階まではですね、防水ができるようにしたらどうかというふうに私は住民の皆さんの意見を集約した結果、そのような結論に達したんですけどいかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北健康センターを大雨の時の避難場所というお話なんですけど、もうご存知のように紀北健康センターですね、津波避難場所として整備をさせていただきました。そして、ご存知のように一帯がですね、低地になっております。浸水をしやすい地域でございまして、先ほど議員おっしゃったように膝から上を浸かって避難しようとしたというお話なんですけど、そういう状態のところをですね、大雨等に避難場所にするには適切ではないと私は思っております。

それとあと避難場所がですね、ない場所ならそれを考えられますが、基本的には相賀のほうからいきますと、相賀小学校、それから福祉センター、潮南中学校、支所、それから町民センター、本地地区にはですね、5箇所の台風時の避難場所等もございしますが、支所は指定はしてないんですが、支所にも職員がいるということで避難も可能ということでいただいております。

そういう状況を踏まえましてですね、本地地区の避難者をそちらのほうで受け入れてまいるたいとそのように考えております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

私は避難場所として活用したほうがいいというふうに、私の意見を申し上げておきます。

次にですね、銚子川の堆積土砂はどれだけ取り、どれだけ残っているのか。昨日も質問あったと思いますけども、その中で土砂をどこへ置くかという問題もあるんだと、県としてというふうなことも出てきましたけども、再度ですね、昨日あったことですが簡潔に話をさせていただいて、土砂をどこへ置くのかという問題について、どのように県は考えているのかということも含めて、ちょっとご回答いただければと思います。これは建設課長からでも結構です。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川の堆積土砂につきましてはですね、前者議員にもお答えさせていただきましたが、

県におきましては主に河川堆積土砂撤去方針に基づく砂利採取事業による土砂撤去を実施しているところでございます。平成27年度から砂利の処分地として、民間受入地の募集を実施するとともに、砂利採取にあわせて災害復旧事業等を活用した河川内の堆積土砂の撤去に努めていただいております。

堆積土砂撤去の進捗状況でございますが、平成29年度には国道42号銚子橋上流から4箇所の土砂を、約3万8,000m³撤去いたしまして、平成24年度から平成29年度にかけて11万1,000m³の堆積土砂の撤去を行っております。堆積土砂撤去土量につきましては定まった量、土量ということではなく河川断面を著しく阻害している箇所の土砂を撤去する計画で行っていただいているところでございます。

今後の予定といたしまして、平成30年度に便ノ山橋上流から魚飛橋にかけて4箇所の土砂を3万m³から4万m³程度を撤去する予定と県から伺っております。堆積土砂と避難の関係でございますが、避難については降雨量に影響されると思われませんが、河川の土砂撤去及び撤去に伴う河床整正を行うことは、河川の増水を軽減する有力な災害防止対策と考えているところでございます。

また避難の体制といたしましては、町民に対しまして河川水位の上昇のみならず台風等の接近に伴う大雨に備え早めの避難を促しているところでございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

答弁漏れがあります。昨日の話の中にありました土砂はどこへ置くのかということで、県は苦慮しているということについて。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

27年度から先ほど申し上げました土砂撤去をやっていただいております。これもですね、27年度から県との調整もあったんですが、一番の調整問題はですね、その土砂をどこに置くかという問題でございました。それで民間の受入地もですね、募集するよと、それでまた業者によっていろいろと土砂を捨てる場所を探していただいたり、我々も一生懸命探させていただいて、そういう状況で土砂を置く場所を選定して、今の事業となっております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

河床が上がるとですね、やっぱり便ノ山地区と木津の地区の皆さんも避難という問題が出てくるものですから、堆積土砂はとったほうがええと。そしてなおかつそれに付随して、銚子川漁協さんとの良好な関係も保ちつつですね、あるいは土砂をおいてもらって困るといふ場所もあるように聞いておりますけども、その辺も非常に難しい問題はあると思うんですけども、これについては一度県と話したことがあるんです、実は。県がもうないないというものですから、撤去する土砂の置くところが、なんでないですかと言ったことがあるんです。問題は県そのものにあるんですよ。県の体制そのものにあるんですよ。土砂をとった、土砂というんですか、砂利をとったところからですね、確か50km以内しか置けないというふうな要綱をつくってあるからおかしいんですよ。

だから三重県どこでも必要とあればですね、そこへ持って行くようにすれば経費はかかりますけども、それやらんから今回のような持ってきてほしくないところ盛ったというようにいろんな論議が集中するわけであってですね、これはやっぱり町長から県のほうへですね、そういうふうな枠を外せというふうなことをやっぱり協議してもらわなあかんと思います。いくらでも土砂の欲しいところがあるわけですよ。私はその当時建設課長、建設事務所の課長に話をしたのはですね、東北でいくらでも土砂があったんですよ、欲しいところが。1日何万tでもとれたんですよ。そこまでもっていったらいくらでも無料で引き取るといった場合もあったんですよ。硬直した県の姿勢が現在のこういうふうな状態を招いているということは申し上げておきます。

それからですね、答弁はいいです。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県はですね、いろいろと、ないということでいろいろ苦慮しておりました、それは事実でございます。そういう中で県に委ねるばかりではなしに、我々町民もですね、自分たちの町のことなんでやらなければいけないと思いますし、あと1点ですね、河川どこへでも持っていける県内移動じゃなしに県外というお話されたんですけど、やっぱり経費の問題等もございまして、県内ですと今県内の河川が全部ですね、堆積土砂の問題で苦慮して

おります。

ですから他の市町で置けるところがあるのであれば、自分とこの土砂を撤去してほしいというのが、それぞれの町、これは町村会でもお話してもですね、それぞれの町がそれで苦慮しておりますので、そういうことでございますので、やはり自分とこの土砂撤去については、紀北町の中でそういう場所を探すのが、よろしいのではないかと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

そうであってもですね、当時私が話したのはせつかく四日市市だったと思うんですけどもね、ええとこがあったんですけど、県のその要綱に阻まれてですね、したということがあったという事実があったということは間違いありません。だから柔軟な姿勢で望めばいいんです、県は。硬直した問題の考え方をするからこういうことになるんです。

それから、町長より津波についてですね、より早くより高くといつもおっしゃってますし、災害直後に向こうのほうへ行かれて、直感的にそのように思ったと、この間のお話でしたけども、これはある面でやっぱり私はスローガンだと思うんですよ。これを実現するためにですね、さまざまな要素と懸案事項があると。これを解決してから一つひとつ解決していかないとですね、もう早ければもう2025年にはやってくると、おそらく堆積物の関係でそういうふう判断されたんじゃないかと思いますけども、それから北海道でもですね、30年以内60%と出て、半年後に大型の地震と津波が起こった例がありますので、もう何年後何%と出た段階で、それに対する備えが必要であるというふうに私は考えておりますけれども、その辺でですね、現在の町長の対応はですね、どうかなと、どうかなというたら失礼になりますけども、スローガンだけではだめだというふうに私は思いますし。以前、お話したと思うんですけども、今回も北海道の地震でですね、直下型地震でしたけども、膨大な山崩れがありました。

先般の質問の中でですね、私は引本のことは熟知しているから、引本で育った人間ですからね、引本で工事をした亡くなられた方も随分話をしたこともありますし、彼こそ引本の地質調査が必要だというふうにおっしゃられたわけであって、決して他のところを必要ないって言ったわけじゃないわけなんです。それも含めてですね、今回の北海道の惨状を見る限りにおいては、集落が全滅しておるところもあるわけですから、地質調査が必要だと。地質調査はどこが崩れやすいかというふうなことは必要だと思うんですけども、

それからその他、逃げる途中にですね、家が倒壊したら逃げられない。1箇所やっていたかもしれませんがね。そういう問題もあると、そういう点について今のその町長のスローガンを実現するための努力を加速して、なおかつ十分な検討が必要であると思うんですけども、いかがですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

避難路のことで、より早くより高くというスローガンで、23年以降ずっと行っているところがございます。そういう意味ではですね、こうやってスローガンを掲げながら、我々としては津波避難路対策とかですね、いろいろな自主防災会とお話をしながら、いろいろな施策を行ってきたところがございます。

議員おっしゃるようにね、一つひとつの危険を少しでも取り除いていく、この姿勢が一番大事ではないかなと思っているところがございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

それから、例えば何年に津波が来るとかですね、いろんなことを専門的なことを申し上げましたが、これちょっと提示いたしますけども、私が相談したのは内閣府政策統括官防災担当付参事官、調査企画担当付元山という方が、中央防災会議の内閣府の中にいらっしゃいまして、この方とコンタクトをとって津波の到達時間とか、いろいろなことを申し上げてきたということの証拠として、これを一遍提示をいたします。

当てずっぽうでやったわけじゃないということでもあります。

それから、今の地質のあれでもこの間、ご存知だと思いますけどもね、これが震度7によって集落が壊滅したと、その点でもやっぱり地質調査というのは、やっぱり是非やっていただきたいというふうに考えるところでございます。

それでは次の町長の答弁にはそれなりのものがあったというふうに判断をしてですね、今後いろんな形でアプローチをいたしますので、鋭意やっていただきたいと考えるところであります。

次に2番に変更させていただきました、山・川・海の環境資源の保全について。

家崎仁行議長

奥村議員、4番じゃないんですか。1、4、2じゃないんですか。奥村議員1の4の津波対策についてというところが今、入ってないんですけども、これはよろしいですか、なしで。

13番 奥村武生議員

今の回答で。

次、3になっている山・川・海の環境資源の保全について、いきたいと思います。

家崎仁行議長

4番で受けていますけれども。1番の次4ということで。将来をというところやないんですか、将来を担う子育て支援。

13番 奥村武生議員

これ3やったんやけどもね。

家崎仁行議長

4をやってください、そんなふうを受けていますから。将来を担う。

13番 奥村武生議員

将来を担う子育て支援について、どんな私も随分やった経緯があるんですけども、申し上げていただければと思います。どういう支援があるかということについて。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きまして、紀北町のですね、子育て支援ということでございます。当町におきましては子育て世代への支援といたしまして、さまざまな施策を実施しているところでございます。

紀北町独自の施策といたしまして、幼稚園・保育園児の第3子以降の保育料の無料化、幼稚園、小学校、中学校の給食費の第3子以降の無料化。小学校入学予定者への学用品の支給、就学援助費の学用品の前倒し支給の実施。また、子ども医療費助成の対象を通院は中学校卒業までに、入院は18歳の年度末までといたしております。

その他にも住民課に関する施策といたしまして、一人親家庭等の医療費助成事業、福祉保健課に関する施策といたしまして、児童手当の支給事業、放課後児童クラブ事業、特定不妊治療費等助成事業など、学校教育課に関する施策といたしましては、奨学金貸与事業、就学援助、就学奨励費支給事業など、また生涯学習課に関する施策といたしまして、いき

いき子ども学園による放課後児童対策、児童図書館での幼児を対象とした読み聞かせ事業、小中学生を対象にした子ども向け文化事業、スポーツ少年団の支援、全国大会・東海大会選手派遣の補助、各種スポーツ体験教室などを実施しているところでございます。

当町といたしましては、日本の将来を担う子どもたちへの支援が大切だと考えておりまして、引き続き学校、家庭、地域社会、関係機関と連携を図りながら、子育て支援施策の充実に努めてまいりたいそのように考えております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

説明をいただきましたけども、まだまだ私としては不十分な点があるのではないかと、どんどん子どもが減っていく中ですね、一層の充実が必要なんではないかと思うわけがあります。例えば不妊治療についてもですね、ちょっと不妊治療について、何と何ができるかちょっと担当課からちょっとお話いただきたいんですけど、不妊治療の内容について、何回かということ、何歳かというですね。

家崎仁行議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

不妊治療についてお答えさせていただきます。

何歳から何歳までということで、助成対象のほうを43歳未満としております。その理由につきましては、年齢別、妊娠出産に伴うさまざまなリスク等について、分析評価を行った結果、加齢とともに妊娠・出産に至る可能性は低下し、かつ特に30歳代後半以降では、女性や子どもへの健康影響等のリスクが上昇する傾向があるということが確認されております。

具体的には妊娠高血圧症候群については加齢とともに、その発症頻度が直線的に上昇し、特に妊娠高血圧症候群について、1歳ごとの相対リスクを評価したところ、40歳以上では急激に発症が増加し、43歳以上では30歳の2倍のリスクとなること。

以上の医学的見地を踏まえて、43歳未満とすることが適当であるとされております。また、通算回数の方を40歳未満6回、40歳以上3回と分けておりますのは、特定不妊治療を受けた方の累積分娩率は治療回数6回までは、回数を重ねた事に明らかに増加する傾向にありますが、6回を超えると増加は下がり、分娩に至った方のうち約90%は6回までの

治療で妊娠・出産になっているという研究報告がされております。

また、39歳までは治療を重ねるにつれて、累積分娩割合が増加していますが、40歳以上では治療回数を重ねて、累積分娩割合はほとんど増加しません。これらの医学的見地を踏まえ、通算助成回数については40歳未満の場合には、通算6回、40歳以上の場合は、通算3回とすることが適当とされております。以上でございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

他地方公共団体のことについて、どのようになっているか検討されたことありますか。

家崎仁行議長

中村課長。

中村吉伸福祉保健課長

他の団体について調査・研究はいたしておりません。以上でございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

他地方公共団体においてはですね、それなりの理由をもってやっているわけですから、今後研究は必要であるというふうに思いますが、どうですか。

家崎仁行議長

中村課長。

中村吉伸福祉保健課長

特定不妊治療のほうにつきましても、医学的な見地の中で国のほうが施策の中で、40歳未満、40歳以降については3回、43歳というような回数の制限のほうもあります。その中で国のほうの施策、そちらのほうを注意してやっていきたいと思っております。以上でございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

それでは福祉の町とは言えないですね。この間、先般48歳で産んだ女性もございますし、それで東京都においてはですね、以前、話したかもわかりませんが、不妊治療は50歳

というふうにしとるんですよ。50歳まで東京都はやっている。それからもともと45歳だったんですよ、これは。それが不妊治療の回数を増やすという約束のもとで、安倍総理が43歳に引き下げたんですよ。ところが43歳に引き下げて、また回数そのものを減らしてきとるんですよ。そういうふうな性格の内閣ですけども、東京都では50歳までやっているという現実的事実があるし、その他のところでもたくさん43歳を超えて、45歳を超えてですね、やっているところもたくさんあるわけですから、その辺の検討が私は必要であるというふうには私は申し上げておきます。

それから、奨学金についてもですね、返還の必要のない奨学金が必要であるというふうには考えますけども、どうですかねこれは。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点では考えておりません。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

どうしてですかね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ以前にもありましたね、償還しなくていいようなお話のやつ、やはりいろいろな公平性の問題とか、いろいろな問題もございまして、今、紀北町ではこの形でいきたいということで、以前も答弁させていただいております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

実は学校教育課長がですね、聴き取りに来た時にですね、この問題について忌憚のない意見を交換しようじゃないかということで話したことがあります。その時に学校教育課長はですね、どのように言ったかというところがやっているんだと、これは。国がやり始めましたと。だからそれでいいじゃないですかという回答がありましたけども、学校教育課長

そうすると国のその制度、国がやっているからいいじゃないかといった以上は、国の制度をご存知だと思うんですけれども、知っていたらおっしゃってください。

家崎仁行議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

国の制度があるからいいと言った覚えは、ちょっと記憶にないんですけど、すいません。国の制度でございますけど、ちょっと急なことで今、資料を持っておりませんが、給付型の奨学金制度が創設されていると聞いております。それにつきましては在宅の大学生、または在宅以外の大学生、それぞれのいろいろなパターンに分かれて、年間の給付額、また月の給付額が変わってくるものと思います。以上でございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

これはですね、尾鷲もまた、尾鷲も研究されたことないと思います。尾鷲は尾鷲で違うんですよ、給付型を持っていますけども、だからこれは教育委員会としてもですね、全国のいろいろな形のやっぱり調べないかん。それで国がやっているのは極めて低い世帯しかやってないんですよ。もう生活保護とぎりぎりのところの世帯しか、その給付型はやってないです。この辺についてもやっぱり本当に紀北町をですね、紀北町から頭脳を発信するという意味でもですね、私はこれは必要だというふうに思っております。

それから、やっぱりいろいろと問題がありますけども、不妊治療もそうですけども、だいたいそのいろんな形の住民の生活の分析というのが足りない部分があるんですよ。例えば、これは県の公共交通会議とかいうやつですけども、前にも指摘したことがあって、某課長が直接三重交通へ行っていただいたという経緯もあるみたいですけども、それだけでは解決しないわけでありましてですね、島勝・白浦・矢口・引本の人がですね、交通利用する場合にですね、やっぱりバスと汽車が連動していないと困るんですよ。

そうなってくると、その汽車がですね、上りが7時41分、下りが7時26分、昔はこれへ連動できたんですよ。だから学生も楽だったんですよ。ところが三重交通はこれに乗れないようなバスの時間を設定したために、いろんな形で矛盾が出てきたんですよ。

だからそこから補助をしている通学、高校生の通学の補助もそこに関係をしてくる部分がかかなりあるんですよ。だから1点この辺も提起申し上げますのでですね、ご検討いただ

きたいというふうに思います。

それで長島からですね、松阪商業とか津のほうへ行っている、勉強のためにも行っている皆さんもおるわけですよ。そういう方についてはなかなか下宿をしてまでですね、やるだけの費用というのは大変なわけですから、そういう勉学の意欲のあるところについてはですね、もう汽車賃ぐらいはですね、もう貸与の返還の必要のない奨学金を検討すべき時期に入っているんじゃないかと思えますけども、町長いかがですかね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろご指摘いただいたと思います。制度もございますんで、そういった制度も勉強しながらやっていきたいと思いますが、まず基本的にはですね、全体に及ぶ利益であるか、そういった公平・公正の度合い等も調べながらですね、勉強していきたいなと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

時間もございませんので、次にまいりたいと思います。

山・川・海の環境保全について。

家崎仁行議長

今度は2番ですね。

13番 奥村武生議員

建設残土が4番で、2番ですね。3番のところの山・川・海の環境資源の保全について。

家崎仁行議長

2番じゃないですか。建設残土について。

13番 奥村武生議員

すいません。それ4番に回したんですけど。

家崎仁行議長

2番やってください。これ通告を受けていますから。

13番 奥村武生議員

建設残土。

家崎仁行議長

2番の建設残土についてということで。

13番 奥村武生議員

今までの町長の対応を述べていただきたいと。これは先ほどできるだけ詳しくどんな対応をしてきたのかということが、将来なにごとか、私が心配するのはですね、将来なにごとか起こった時に、町はどんな対応をしたのかと裁判になった時に、仮にですね。どんな対応をしたかということが問われるわけですよ、これが。だから私はそのように言っているんです。

それから、まずこれですね。それから、それと並行してですね、弁護士とも相談したように聞いておりますけども、その辺の2つについてまずどんな弁護士が、どんなアドバイスをしたのかということ、町の対応とセットになると思いますので、その2つの点について答弁をお願いしたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きまして建設残土の問題をいただいております。まずは対応ということなんで、その対応につきましては、運び込まれる土壌成分の把握に努めながら必要と考えられる環境調査、毎月の定期的な変状調査、大雨ごとの変状の調査等を実施しているとともに、台風の豪雨後などに異常が見受けられた場合には、搬入事業者に改善を要求しております。

また建設残土につきましては、町外から持ち込まれかつ広範囲で問題が発生している事情から、三重県などの協力を得た広域での取り組みが必要と考えております。

また平成28年には、三重県副知事に対しまして大量の残土の持ち込みを問題提起させていただいてから必要の都度、説明や協力要請をしてきたとともに、町村会を通じ正式に県条例の制定を要望しているところでございます。

また弁護士等についてはその都度都度に、いろいろと相談をさせていただいているところでございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

その弁護士等について、その都度というところの、できるだけ再度詳しくお話いただければと思います。これは非常に重要な問題になってくるんですよ。弁護士がどんなアドバ

イスをその都度やったのかという、お願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

弁護士とはですね、担当課がいろいろ相談しておりますので、担当のほうからですね、どういことをやってきた、内容についてはですね、難しいところもございますので、相手のあることでもございますので、詳しくは述べられませんが、どういう相談をしてきたかということはどうですか、述べさせていただきます。

家崎仁行議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず弁護士への相談ということでございますが、これは条例制定へ向けての相談が主なものということでございます。中心となる相談事なんです、他の市町の条例等を引用しながら相談をしたということもあり、中身については詳しく申し上げるということではできませんが、法で手続き、制限が規定されているもの、または法律で制限等が必要ないと判断されているものについて、町が制限するであるとか、許可制にするであるとか、行政指導をすとかいった行為を規定した場合の適法性であるとか、留意しなければならない点、それらについて整理をさせていただいてございます。以上です。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

2番のですね、今まで規制すべきとして求めてきたところですけども、今まで崩落等被害があったところで、町のほうへ苦情とか、あるいは町として残土がですね、問題があったとかというような住民から寄せられた部分があるはずですけども、その辺について把握している部分を担当からでも結構ですので。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、崩落という表現を使っていたんでね、現在土砂が崩落するというような土砂崩れがですね、起きているということではございませんが、降雨時に一部土砂の流出等がご

ございます、それはですね、搬入業者に申し述べて改善もしていただいているところがございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

私の調べたところではですね、一石峠がですね、通ったトラックによって道路が陥没まではいかないんでしょうけども、低下をして町がその修理の30万円を負担したというふうに聞いておりますけども、聞き及んだというふうに思っておりますけども、これは事実でしたかいね。

家崎仁行議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

議員ご指摘のところはJRをまたぐ跨線橋の両サイドの舗装が下がっているということでしょうか。それにつきましては、この土砂の搬入によってその舗装面が下がったというわけではなく、構造上というわけではありませんけども、以前から下がっていた部分それを町のほうの費用で路面の補修をしたというのは事実ですけども、搬入業者が通ったせいとか、搬入業者のことがあって下がったということではございません。以上です。

13番 奥村武生議員

その答弁はいかなものかと思うけどね。

それから、私は県外からの搬入の規制等を求めてきたところですけども、将来ですね、再生土も搬入されているということもあってですね、被害が発生したらですね、これは私はもう3回も4回も言っているわけですから、町長の責任になるというふうに判断するんですが、いかがですか町長。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは民間業者がやっていることでございますので、その被害時の責任については事業者とかですね、土地の所有者とか、そういったところになろうかと思えます。責任というのはですね、以前も同僚議員から皆さんのですね、ご質問いただいたんですけど、やっぱり町としての故意、過失があったり、法的な問題があったかというところで生まれてくるも

のだと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

これ町長、今現在私が思うのは2つの問題があると思うんですよね、前から思っていた。既に搬入した残土についての対応、それから将来県外から持ち込むための場合の時の対応、この2つを別々に分けて考えていかなくちやならないというふうに思うわけでありませう。

それで法律的には難しいことは、今、言われましたけども、本来町としては私は議会で何人もの議員が申し上げているわけですよ。いろいろな問題があつて、県外からの搬入はやめるべきだと。あるいは搬入された土についても、残土についてもね、これは住民の命と健康を守る観点からですね、条例以前の問題であつてですね、条例以前の問題で、本当に健康に不安はないか、これは調査すべきであるというふうに、今も申し上げておきます、はっきりと。これを受けてですね、将来物事が発生した時については、私は町長の責任になると思うんですけど、どうですかね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

質問自体がちょっとよくわからんところがあるんですが、条例以前の問題とかですね、そういうやっぱり法でどの程度の規制があつて、どういうことが違法になるのか、そういうことはやっぱり一番問題になろうかと思ひますんで、我々は法、権限として行政が持っているのは、法律・法令の範囲内ですね、どういうことが行政としてやるべきことか、できることかということ判断して、我々が行っていくということなんで、まず条例の以前とか、感情的な部分で我々が正当な事業であるとすれば、それをとめたりするのは難しいということは、弁護士の皆さんにもですね、確認しているところでございますので、なかなかこの線引きのところは難しいんで、今回環境保全条例等も設置してですね、そういうところに関われないかということをやろうというのが、今、検討しているところでございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

条例についてね、どんな条例をつくるとしたら、つくるのかつくらないのか、つくるとしたらどんな条例を考えているのかおっしゃってください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、事業活動というものはですね、法律の中でそれぞれが制限されたり自由に行われたりしているところがございますので、地方自治体が規定できる限界をやっぱり守った中で条例をつくらなければいけないと、そのように思っております。我々としては条例の法律の中でやっていくという中であれば、積極的に関与できるような条例制定になろうかと思えます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

県外からのその搬入についてはどうですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

どうですかという意味がちょっとよくわからないですけども、県外からの残土の搬入についての持ち込みの話ですね、それはやはり県で我々はこういう条例もつくってほしいですよねというお願いもしておりますので、我々として県外から持って来られる事がいいか悪いという話はですね、法律に基づいて判断していくべきことだと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

今回ですね、調査でですね、伝導度調査を6箇所やりましたですけども、伝導度がほかの河川と比べて極めて高い、桁が違うぐらい高いわけですよ。この辺についてこの間の新聞にも載っていたと思いますけども、伝導度が非常に高いということについて、町長どういうふうに解釈されましたですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

伝導度はやっぱり不純物とか水中のイオン濃度等を知るための指標でございますので、その他のところでも特に何項目か新聞では調べたけれど、そういった異常はなかったというふうなお話ですが、伝導度については担当課のほうからちょっとお話をさせていただきます。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

水質の汚濁の指標といわれる電気伝導度でございますが、通常河川と比較という記事がございました。これは比較対象した川がそれは水路であったのかということで、比較対象がそぐわない可能性があるというのと、あと生活排水の流れ込みであるとか、元からの地質ということもあります。また通常河川を例えば銚子川と仮定した場合なんですけど、この川においても電気伝導度は10倍程度以上の開きがあるということで、ここからでは何も探れないと考えております。

ただせつかく環境に関わる専門家の方が警笛を鳴らすという意味で出されたらと想像しますので、環境部局としましては、これまで続けてきたとおり河川の下、また湾内等で監視を続けていきたいと考えてございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

金属系イオンが高いということはどうですか、いろんな意味を持っているんですよ。これは28項目だと思いますけども、全残土についてですね、これは水質検査を行うべきですよ。本当に町が住民の命と健康を考えるならば、桁違いの伝導度が出ておるところもあるわけですから、そして金属イオンが入っている可能性が高い可能性を示すものでもあるというふうに私は聞いておりますけども、全項目を水質検査でやるべきだと思いますけど、どうですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういった検査につきましてはですね、それぞれの河川でも行っている事実もございま

す。そういう中でもですね、今後こういった残土のところではですね、こういった検査ができるのかということですね、十分把握しながら検査できるものはしていきたいなと思っております。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

荷坂の横のですね、ところから高いpHが検出されました。これは環境基準を遥かにオーバーするものでありますけれども、pHが高ければどんな現象が起こるかということについてどうですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのpHのことについても環境管理課のほうからお話させていただきます。

家崎仁行議長

玉本課長。

玉本真也環境管理課長

pHの記事は私も見てございます。pHは基本的には7程度が中性ということになります、確か9程度だったと記憶しているんですが、弱アルカリ性ということでございます。これが強アルカリ性ともあると、人間で言えば皮膚等が何らかの傷害が起きるような程度ということでございますが、あくまで弱アルカリ性ということでございますので、まだ経過を見守るべき案件ではないかと考えてございます。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13番 奥村武生議員

極めて不本意な答弁ですね。pHが高ければですね、魚が死んだり農作物が枯れたりすることにつながるわけですよ。しかも目に入れば失明することもあり得るというふうな専門家の回答もいただいておりますけども、こういうところへこういうものをですね、搬入を許可したという農業委員会、承諾したという農業委員会そのものも問題があると思うんですよ。承認したという農業委員会がね。これはここまできてpHが高ければですね、これは撤去すべきだと思いますけども、どうですか。町長の責任において撤去すべきだと思います。

うんですよ。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど pH が高ければね、本当に高ければそれぞれの被害等も出ますけど、それが法律の範囲内かどうかという問題もございますし、農業委員会の話はですね、今の発言は私ちよつと疑問というか危ないのではないかなと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13 番 奥村武生議員

訂正、私が昨日聞いた限りでは農業委員会が承認をしたというふうに聞いたもんです、そのままおっしゃったわけで、言葉の行き過ぎがあったらば訂正いたします。

家崎仁行議長

その部分をはっきり訂正してください。

13 番 奥村武生議員

じゃあ訂正いたします。

それから次にですね。

家崎仁行議長

今、訂正してください。

13 番 奥村武生議員

訂正いたします。農業委員会うんぬんの問題を、そやけど農業委員会そのものの役割についておっしゃってください、そうしたら。農業委員会がどういう役割を果たしたのか、ここの荷坂の、それをおっしゃってもらえればいいです。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

農地の嵩上げの申請だと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

13 番 奥村武生議員

農地、果樹園をつくると聞いておりますけど、このpHの残土を入れるということは、私はいかがなものかというふうに思います。

それからですね、次に移りたいと思いますけども、これはこれで打ち切ります。

それから、時間がございませんので、山・川・海の環境の保全についてですけども。

家崎仁行議長

3番ですね。

13番 奥村武生議員

森林の保全と製材業者が困っていることをどう認識しているのか。つきましては、次のことを提案させていただく。木材業界の現状を見聞きしますと木材価格の低迷により、木材の市場への出材が極めて少なく業界として大変困っているようです。尾鷲市では3つの理念を創設して、赤字を覚悟に私有林を提供していると聞いています。採算として赤字とお聞きしていますが、当紀北町においても海と山で栄えた町であります。ここで協力を惜しまず町有林の木材提供を決断されることを提案させていただきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

入江康仁君。

10番 入江康仁議員

先ほど奥村議員は農業委員会の尊厳に関わる大きな発言しとるんでね。やはりこれテレビで放映されとるんで、そういう農業委員会に携わる人たちのやっぱり威厳というものも損なわれる可能性があるんで、やはりそここのところをきちんと削除するところは削除していただくか、それとも担当課からですね、農業委員会はその時にどのような審議の中で許可を下ろしたということ、ちょっとここで正して行って欲しいなと思います。

団体名をはっきり出しているんでね、そこ。

家崎仁行議長

奥村武生君、農業委員会のところを訂正、取り消すということでここで宣言してください。

13番 奥村武生議員

取り消します。そしてなおかつ先ほど言ったように、農業委員会はどういう役割を果たしたんかということ聞いたわけですから、それで私いいと思うんですけども。

家崎仁行議長

もうそれを言うてしまうとまたいろいろと問題になってくるんで、その全体のことを、

農業委員会のこと自体をもう取り消してください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

10番 入江康仁議員

担当課がどういうふうな審議をしたかということだけお願いします。

家崎仁行議長

わかりました、上野農林水産課長。

その辺についてだけ答弁をお願いします。

上野和彦農林水産課長

荷坂の案件だと思えますけれども、農業委員会のほうにですね、農地をですね、嵩上げをして果樹園として利用したいという申請がございまして、農業委員会といたしましては、その農地の嵩上げがですね、適正かどうかを審議して特に問題がないということですね、これを農業委員会として許可ということではなくてですね、嵩上げをするということですね、周囲に影響を及ぼさないということで判断をいたしまして、承認をしたということでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

このことについて町長も一部答えておられます。

続いて、3番の答弁について、尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、森林の保全と製材業者等のことについてお話をさせていただきます。町ではですね、伐採されて町に返還された年山や、年山への植樹や間伐など育林には毎年実施しておりますが、町有林の主伐事業は着手していない状況にあります。しかし、今後は林業の活性化という観点から育林だけではなく主伐についても考える必要があるとは考えております。

町有林の適正な管理に努めるとともに、林業関係者と意見交換をするなどして、どういう主伐の方法等が好ましいかも含め検討を進めてまいりたいと考えております。F S Cの認証もですね、今後行われますので、そういった流れも踏まえた後にですね、どうするかということを考えていなと思います。

13番 奥村武生議員

それから、最後の質問に移りたいと思います。

家崎仁行議長

奥村武生君。

時間も確認してまとめてください。

13番 奥村武生議員

教育委員会がですね、教育委員会事務局がですね、引本小学校に対してさまざまな圧力をかけたというふうに考えておりますし、この件については三重県の教育委員会及び文部科学省に文書を送付いたしました。とてもやっていることについては容認できない部分がある。例えば津波についても保護者の中から引本幼稚園よりも相賀幼稚園よりも引本のほうが安全じゃないかということに、これお見せしますけども、十数分間震度2以上で揺れているんですよ。その中で逃げれると思いますか。引本小学校からだったら2分以内で逃げれるんですよ。相賀小学校だったら4分から5分しますよ。

それから、その中で引本小学校を存続するのに、議会議員や自治会長にオブザーバーとして入ってもらったらどうかという意見、これも無視してる。さまざまな問題で、12月中に結成すればですね、会員もすると、これも無視している。滅茶苦茶じゃないですか、やっていること教育長。時間がきちゃった、私はこれは再考すべきだと思いますよ。

家崎仁行議長

これで奥村武生君の質問を終わります。

答弁だけ教育長。

村島教育長。

村島赳郎教育長

それでは答弁をさせていただきます。

教育委員会の事務局のあり方について問うとか、それから公立幼稚園、小学校、中学校の設置のあり方について、どのように考えているかということがそもそもの質問でございますので、まずそれについてお答えをさせていただきます。

教育委員会の事務局のあり方についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定により都道府縣市町村及び事務の全部または一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置くと定められております。また、同法21条におきまして、教育委員会の職務権限が定められております。その主なものといたしましては、教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置、管理及び廃止に関する事。財産の管理に関する事並びに職員の任命その他の人事に関する事。学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事などとなっております。

このことから当町におきましても、紀北町立小学校設置条例、紀北町立中学校設置条例、紀北町立幼稚園設置条例を定め小学校10校、中学校4校、幼稚園3園を設置しております。教育委員会といたしましては、町内に設置する小学校、中学校、幼稚園の適切な維持管理に努めるとともに、学校の適正規模、適正配置に努めることにより子どもたち一人ひとりが自ら考え行動する自立した個人として変化の激しい社会を心豊かにたくましく生きていく基礎となる力の育成に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

先ほど議員から教育委員会が圧力をかけたとか、いろんなことが言われましたけども、この引本小学校の統合に関しましては丁寧に協議をさせていただきました。前から説明させてもらっていますように、3年をかけて11回の協議をさせてもらいまして、ご理解を得たところでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

これで奥村武生君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで、暫時休憩いたします。10時50分まで休憩いたします。

(午前 10時 33分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

家崎仁行議長

次に、15番 平野隆久君の発言を許します。

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、通告にしたがいまして、ただ今より一般質問を行います。

1問目の災害対策においては、切りがないほど質問点がありますが、今回は避難所運営

マニュアルと危険空き家屋及びブロック塀と避難路整備に絞って答弁を求めます。

また2問目は公共交通対策における相乗り運送実証事業と地方バス運行対策事業と交通弱者対策についてであります。

まず大項目1問目の災害対策について壇上での答弁を求め、あとで2問目の公共交通対策について壇上での答弁を求めます。

まず1問目の災害対策についてですが、1番目の避難所運営マニュアルについては平成28年3月、12月にも一般質問しておりますので、まず平成28年3月に作成された紀北町避難所運営マニュアルは作成後、変更はされていないのかについて答弁をいただき、再度平成28年3月、12月の一般質問の町長の答弁に対して、議事録を基に再質問をしていきたいと思っております。

続いて、2番目の危険空き家屋及びブロック塀についてですが、危険空き家屋とは特定空き家のことですが、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月に施行され、これについても平成27年6月に一般質問しております。台風の強風や地震等で倒壊してしまうのではないかと危惧する、住まわれていない危険な家屋が当町の地域にも多く点在しており、近所の方々は大変な恐怖心を抱いております。

特別措置法の施行後、約3年後の今年の当初予算で空家等対策推進事業473万1,000円のうち空家等対策計画作成業務委託費347万8,000円が計上されました。空家等対策の推進に関する特別措置法の第4条において、空家等対策計画を作成する責務が行政に発生しているにもかかわらず、どうして空家等対策計画の作成に至るまで3年以上かかったのか。また空家等対策計画はいつ頃作成されるのか。また他市町に見られるように条例案を議会に上程する予定なのか答弁を求めます。

またブロック塀撤去補助金として当初予算で50万円、この9月補正で200万円が計上されておりますが、一般会計補正予算の質疑では申請が多いと予想されるので、2分の1の補助で上限10万円の20件分を計上したという答弁がありました。当町には各地区で調査した結果、地震等で倒壊しそうな危険なブロック塀がかなりあり、災害時での避難中の危険性や避難路を塞いでしまうのではないかと以前から指摘されておりました。

こうして危険なブロック塀を所有者が撤去してもらえればまだ幸いですが、所有者がはっきりしない危険な家屋のブロック塀もたくさんあります。早急に対処すべきと思います答弁を求めます。

また、3番目の避難路整備については一般会計の当初予算で地震・津波災害避難路等整

備事業の津波避難路整備費で相賀と長島の2カ所で550万円が計上されました。当地域は津波災害の場合可能であれば無限的な山に逃げるのが大事であると言われております。各地域にある一次避難場所に指定されている山に逃げる場合、どうしても避難路の草の茂りや土砂の崩れが気がかりな問題となります。公助として行政がすべきこと、意識の向上を含め地域がすべきこと、確かにそれもわかりますが、この8月末の65歳以上の高齢化率が43.3%となり、今後ますます高齢化率も上がると予想されます。

当町においては地域で避難路整備を行うための労働力が低下していることも事実であります。平成28年3月の私の一般質問の答弁で、町長は災害時は自助が70%、共助が20%、公助が10%、平常時では自助が20%、共助が20%、公助が60%と述べております。このままだともっと平常時での行政がになう公助を多くしてほしいという町民の声が増してくると思われまます。

町長は防災対策においては行政にも限界がある。自身の意識も高めてほしいと日頃よく言われています。それもよく理解できます。だからこそもっと各地域の自治会や自主防災会に課題を投げかけ、お互い議論をし役割分担を明確化して、町民全ての防災意識を向上していくべきだと考えます。町長の考え方についての答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それではですね、平野議員のご質問に答えさせていただきます。

また多岐にわたる文言があったように思うので、漏れたところは自席でまた答弁させていただきます。避難所運営マニュアルについてでございますね。これ以前からも議員からご指摘いただいてまだまだ紀北町はですね、避難所運営等について十分ではない部分があるよというお答えをまずさせていただいているところでございます。

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した際には、自助・共助・公助が重要であり、中でも自助・共助の部分で町民の皆様の団結・協力が非常に大切となってまいります。避難所の運営につきましても、大規模災害時には職員はさまざまな対応をすることとなり、避難所の運営に関わることは非常に難しいと考えております。自主防災会や自治会などがリーダーシップをとっていただきまして、非常時においても円滑に避難所の運営ができるよう各自主防災会の皆様には避難所運営マニュアルの作成をお願いしているところでございます。

平成29年11月には自主防災会連絡協議会の事業として避難所運営マニュアルの作成研修も行いまして、津波浸水域外の避難所にレイアウト図を添付させていただいております。しかしながら、現状におきましては町内で1地区のみが作成済みという状況でございますので、今後も引き続き啓発や研修を行っていくとともに、自主防災会の皆さんが避難所運営マニュアルの作成がしやすいよう紀北町避難所運営マニュアルの見直しやアドバイスなども随時行っていきたくと考えております。

危険空き家及びブロック塀についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。少子高齢化や地方の過疎化が進む中、十分な管理がされてないままの空き家が増え続けておりまして、防犯・防災上のほか景観、環境面においても空き家問題は深刻化をしております。

平成27年2月空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されまして、所有者や管理者には空き家等の適切な管理に努め、市町村には空家等対策計画の作成や必要な措置を適切に講じるよう努めるとの責務が定められたところでございます。

また倒壊する恐れがあるなど著しく危険な状態、衛生上有害となる恐れがある状況、著しく景観を損なっている状態など、そのまま放置することが不適切である空き家等を特定空き家等と指定し市町村が所有者に改善のため必要な措置をとるよう指導・勧告・命令も行うこともできるように権限を与えるところでございます。

過疎化が進む中、町内にも多くの空き家等が存在することから現状を把握するために、平成28年度に国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、空き家実態調査を実施いたしました。調査の結果、住家や店舗・倉庫など781件の報告がございまして、そのうち大規模な修繕や除却等が必要と思われるものが45件ございました。そのような空き家につきましては、現地調査を実施し所有者の特定や所有者に対しては適切な管理をしていただくよう通知や訪問等を行っているところでございます。

また、平成29年、30年度には有識者による紀北町空き家等対策協議会を開催いたしまして、特定空き家等の認定や認定後の措置の方針等を協議させていただいております。さらに本年度は紀北町空家等対策計画を策定し、紀北町における今後の空き家対策の基本方針等定める予定でございます。

また、危険なブロック塀の把握はされているかというご質問ではございますが、町では危険ブロック塀の把握はいたしておりません。

避難路整備でございます。避難路ですね、紀北町では津波からの避難をより早くより高

くをスローガンとして避難路整備を進めているところでございます。避難路の管理整備につきましても、緊急時にも安心してご利用いただけるよう普段から自主防災会や自治会の皆様など地域の方々に管理や清掃活動を行っていただいているところでございます。その上で自分たちでは修繕できない箇所があれば、町で修繕や整備等させていただいております。今後もそのようにさせていただきたいと思っております。議員がおっしゃっていただいたようにハード全てでも対応できないし行政にも限界はございますので、課題を投げかけ議論して行っていくということは大変重要なことだと思っておりますし、その線引きというかどうかどちらが行うかということについてもですね、十分自主防災会とも話し合っていきたいなと思っております。

家崎仁行議長

質問は。時間内でしてください。

15番 平野隆久議員

町長、壇上での答弁を求めたのですが、答弁が質問とかみ合っていないんですけども、まず言うたのが、紀北町避難所運営マニュアルは作成を変更されているのかいないのか、これについての答弁がされていません。

それで後でまた関連も言いますんで、まずこれについての答弁を求めましたので簡潔に答弁を求めます。あとまたですね、空家等対策計画はなんで3年以上かかったのか、いつ頃作成されるのか、これを条例案として上程するのかということも質問しています。それについての答えも返ってないですね。

それでブロック塀に関しては把握してないとかじゃなくて、早急に対処すべきですけども、どう考えていますかという答弁なんです。ちょっと質問と答弁とちょっとかみ合っていないので再度答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず最初にお話させていただきました、かみ合わないこともあるんじゃないかと思ひまして、議員の質問テクニックにですね、私はあまりついていけない部分がございますので、ご理解いただきたいとそのように思います。

この計画についてですね、避難所運営マニュアルの変更はございません。

それから、空き家の対策ね、3年というのはいろいろと空き家の調査とかですね、いろ

いろいろそういうものに時間がかかっておりまして、今年度作成の予定でございます。条例案につきましてはですね、策定の過程の中でもし必要とあれば出すと思いますが、おそらく今のところは条例案として出さないのではないかなと、法律で制限されている部分になりますんでね。

あとは今後の対応はですね、先ほどごめんなさい。9月の補正予算にもさせていただいたようにブロック塀の撤去をですね、できれば進めていただきたいなということで20件分補正予算であげさせていただきました。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

マニュアルは変更されてないということであとで関連はまた言います。あと空家等対策計画ですね、なんで3年以上かかったのか今までかかったのかというちょっともう少し述べていただきたいのと、あとブロック塀に関しては予算が出てますんで、所有者がはっきりしているところが申し込んで撤去するのはかまわんですけれども、所有者がはっきりしていないブロック塀に対してはどう対処するのかの答弁も再度求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたようにですね、空き家等につきましてはですね、まず27年に策定されましたが2月ですね、それで28年、29年、30年、30年度にやるということなんで、2年間かかりました。これの間にはですね、地方創生加速化交付金をつかい空き家の実態調査とかですね、予算等もございましたんで、こういう経緯になってしまったということでございます。

それともう1つ空き家のブロックですね、これは空き家等の対策も含めてですね、対応させていただきたいなと思います。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

お願いですけど、僕が質問したことに対して的確に答えのほうをよろしく願いいたします。

それでは、1 番目の避難所運営マニュアルについて再度答弁を求めます。

避難所運営マニュアルについて作成後変更はないということで、平成 28 年 3 月、12 月の私の一般質問の町長答弁に対して議事録を基に質問いたします。平成 28 年 3 月の避難所運営マニュアルは作成したのかの質問に対し、避難所運営マニュアルはこの 3 月に策定された。今後実際に自主防災会での防災訓練などで避難所運営訓練を行っていく際に活用していただくよう自主防災会、自治会の皆さんと相談していきたいと、そのように思っていると答弁しておりますが、2 年半経過しているがあれから自主防災会、自治会と相談をしたのか。いつこの地区で避難所運営訓練はされたのか、先ほど 1 箇所とかつて、訓練はされてないんですね、運営方針を立てたということで理解したと思うんですけども、これは運営訓練をしたのかどうか、これについての答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の方針からすると町長は全て答えよということですが事務レベルのことです。ですので、把握してない部分もごさいますので担当から答弁いたさせます。

家崎仁行議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

1 箇所の地区が運営マニュアルを作成しておりまして、その運営マニュアルに基づいて運営訓練を行ったというふうに伺っております。以上です。三浦地区でございます。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

いつ頃したんですか、三浦地区が避難所運営マニュアルをつくった上で、避難所運営訓練をされたということによろしいですか、いつでしたんですかそれは。

家崎仁行議長

岩見課長。

岩見建志危機管理課長

すいません。いつという時期までちょっと詳しくはちょっと伺ってはないんですけども、おそらく 29 年度にされたのではないかなとは思っているんですが、ちょっと詳しい時期

まではちょっと伺ってございません。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

これは僕も言っているように平常時での避難所運営マニュアルを作成したら、訓練をしないと意味がないですよということは言っておりますので、やっぱりそれは三浦地区ってわかったらいつ、三浦地区がこのようにしたということを資料として残していくということが大事ですので、今いつということわからないということ自体ちょっと疑問に感じます。

次、2番目の質問をさせていただきます。

平成 28 年 3 月の避難所がある地域とない地域が平常時から連絡をとるべきとの質問に対し、避難所が想定される地域と避難所のない地域と連携をとって話し合っ、どうしていくかという訓練もこれからやっていかなければいけないと思いますと答弁していますが、今まで合同で災害訓練をした地域はどこどこなのか。先ほど 1 箇所三浦ということでしたんで、ないということだと思っておりますけど答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はないのではないかと思います、正確な答弁を担当課よりいたさせます。

家崎仁行議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

連携した訓練についてなんですけれども、そういった報告は今のところ受けてございません。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

また平成 28 年 12 月の行政側から自主防災会等の会議で避難場所のある地域と避難場所のない地域が話し合いができるように投げかけてほしいという質問に対し、町長は避難場所のある地域と避難場所のない地域が災害時での対応について相談ができるよう自主防災会や自治会連合会にも議題を投げかけ、その地域間同士で熟成できるような意識をつくっ

てお話していくべきだと思いますと答弁しておりますが、これについては会議等で投げかけていただいたのでしょうか、答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に事務局は課が行うべきことだと思います。だから議員の質問に対して私が答えたことを担当課が実行できてないということはよくないことだなと思いますし、私もですね、そこに注視しながらやるべきことかなと思います。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今回のこれはね、町長が答弁されて一般質問に対して、町長が答弁されてましたんで、これはやっぱり実行していただくと、しますと言ったことに対しては実行していただくということが大事なんで、町長がまず課に指示を出したのかどうか、それについての答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

指示は一々出しておりません。考え方が議員と合わないかもわかりませんが、やはり私のいつも言っているのは一般質問等で質問があったことは真摯に対応しなさいよと、全般論はお話はしております。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

いやそういうことじゃなくってね、町長がこうしますというふうに答弁されたんですんで、例えば課が聞いておったとしてもこうしますと言うたことに対しては責任を持って指示をしていただきたいということなんです。たがら僕らもこういうことをして欲しいということを質問します。町長がこれはできませんよと言うたらできないかもわからん。こうしますと言うたらやっぱりそうしてもらいたいんです。それに対しての答弁を求めています。

昨日の同僚議員の地域防災計画についての質問でも、言わんとすることは、その方が言わんとすることは各自主防災会に行政主導で問題点を提起し、議論することが各町民の防災意識を高めていく上で重要であるということの意味で述べているんだと、これは本人にも確認しております。

だからそういう意識を高めるべきだという答弁をされているんで、そういうことを自分が思ったら指示して、それが実行できるようにしてほしいと。一般質問をする意味はそういうことなんです。そこのところわかっていただきたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃることはよくわかります。そういう中ですね、自主防災会の中でそういう話もおそらくしていると思います。ただ私は一々全て指示するわけではございません。指示待ちの職員ではよくないと思いますんで、こういう話を聞いたらやはり職員として指示待ちではなしに、積極的に動いていく姿勢が必要だと思いますんで、今後職員とともに研鑽していきます。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

そうしたら今回の答弁でもこうしますと言ったことは課長が聞いておるで、それ思ったことをちゃんと進めていくということで理解してよろしいんですね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全て進めるということではございませんよね。検討していきます、そうやって検討した中でやらないこともございます。ただ議員の質問がやらないとかそういう意味じゃないですよ。ここで聞いていたことでも協議して執行部と協議してですね、職員のほうで進める進めない、その判断はそれぞれで行いますし、ですからそういうことで言われたから全てやるという話ではないですね。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

言われたことだから全てやる、それは僕も理解できます。ただやりますと言ったことについては、僕らはそうしてくれるんだろうなというふうに思ってしまいますんで、できなかって指示したけども課長もできなかったけどという話にやっぱりしてもらわんと、それが進んでいくと思いますんで、例えば次ですけども、平成 28 年 12 月に一次や二次避難した場合、各避難所間でトランシーバーで連絡がとれればお互いの避難所同士がいろんな情報の交換ができるので導入を考えてほしいという提案をした質問がありました。

その質問に対して良い提案だと思うので、これから担当とも議論させていただきたいと思いますと答弁しています。これも答弁いただいてから 1 年ぐらい経つんですけども、まだ議論中なんではないでしょうか、まだその答えは僕はいただいてないんですけども、その点についての答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議論という中ではですね、議論をしています、一々お答えさせて議員のほうへお伝えしてないのも悪いと思いますが、消防団のですね、無線機があるということで以前ほかの議員の質問に答えさせていただいて、その連絡は有効な手段ではありますという話なんです、議論はその消防団との無線機のこと各部署で持っておりますので、そういったことも使えるのではないかとということに至っております。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

それでは次いきます。

平成 28 年 3 月地域の避難所、避難行動要支援者の把握は地区では困難であるとの質問に対して、避難行動要支援者については現在その対象となる方に公表してよいのか確認作業中です。この作業が終わり次第、内部的に緊急時に使用するものと平時から外に出せるものを振り分けをして、守秘義務があるので平時に出せる名簿については、自主防災会と町で協定を結んだ上で自主防災会にお渡しすることになりますと答弁されております。

これにつきましては平成 29 年 5 月 11 日の紀伊長島地区自主防災会連絡協議会において、避難行動要支援者名簿について守秘義務に関しての協定要項が配布されております。先ほ

どの答弁では海山地区と一緒にだと思っんですけども、答弁では昨年は地区から申請がなかったという同僚議員の質問で答弁がありましたけども、自主防災会の役員は昨年と変わっている地区も多いと思われるので、もし今年自主防災会にこういう資料は配布したのかどうか。役員も変わりますんで、昨年も配ってなかったですけども、今年は配ってもろとるんでしょ。やっぱりこういうことを毎年することによって役員の意識も変わって、こうしなくちゃいけないんだなということもあると思いますんで、配ったかどうかについても答弁を求めます。

家崎仁行議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

今年度につきましては自主防災会のほうに対して、その要支援者に対する資料というのは配ってはいません。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今言ったように毎年ね、配るべきだと思うんですけども、その点について町長のお考えをお伺いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前者議員にもお答えしたんですけども、守秘義務があるということで要請していただいて、その協定っていうんですか、こういうものに使いますよってことでないと、町が勝手に配るものではないと認識しておりますが。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

いや僕が言ったのは、この協定を出す時にこういう書類が要りますよという資料を添付してあったよということです。だからそれを元に地区から申請があったらその用紙に書いていただいてするということなんですよ。

だからその名簿を渡したんじゃないんで、そういうことなんです。もう一回そういうこと

でしょう。再度答弁求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、毎回役員が変わるから渡すというものではございません。引き継いでいただくいろいろな文書についてもですね、引き継ぐべきところは引き継いでいただくのが正当な業務の行いじゃないか。ただそれを周知していくということは大事だとは思いますが、毎年役員が代わる度にそれじゃあ自治会連合会の規約を毎に配るとかですね、いろいろやる場所もあるしやらない場所もあるろうかと思えますよ。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

これ会議資料なんですけども、こういう規約とかこういう用紙が付いていたよということなんです。この内容については町長も見とられるのかなと思ったんですけども、見てないということなんですけど、これを僕は役員が代わるんで先ほど町長答弁で、役員で知つとる方もおるし、引き継ぎされてない方もおると言われたんですけども、引き継ぎでされてない方もおるのも事実です。たがらやっぱりこういうことがあるんですよと、細かい書類は添付しなくても一応こういうことですよということは、毎年やっぱり自主防災会に提示していくべきだと思うんですけど、その点についての答弁を再度求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうことでございましたら担当のほうもですね、しっかり今日聞いておりますんで、やっていくのではないかと、私のほうからもやりなさいということにしておきます。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それじゃ、その点についてはよろしく願いいたします。

あとその運営マニュアルですね、変わっていないということなんですけども、これ4ページのところに指定避難場所一覧表というのがあるんですけども、僕これは提案なんです

けども、このところに、この避難所海拔何mですよとか、位置図みたいなのがあったらいいと思うんですけども、これは提案ですんで質問をお願いします。

後これに対しての件なんですけども、尾鷲が30年の3月に尾鷲の避難所運営マニュアルが作成されたんですけども、ちょっとこれを参考にして、例えばここは平常時での、平常時と災害時での運営委員会の構成員の明記がされております。また運営に関わる構成員の役割も明記されています。あと鍵保管者リストの作成も入っています。あともう1つ大事なのが避難所運営委員会の規約が策定されて載っているんですけども、紀北町の運営マニュアルには載ってないんです。これらについて少し精査して明記していただく方向はできないものかということで答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは1回目の答弁で答えさせていただいております。運営マニュアルの見直しね、これは行ってまいります。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

運営マニュアルを見直しする場合、今、提案したことも考慮していただいてやっていただきたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

それでは2問目の危険空き家屋及びブロック塀についてですが、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に特定空家とはそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のことと明記されております。

第6条第2項には、空家等対策計画において次に掲げる事項を定めるとするということで、空家等の調査に関する事項なんですけど、先ほどこれは特定空家の数はどれぐらいあるのか、どの地域に何軒あるのかということでしたんですけども、ちょっと次に質問しようと思って700いくつで45とかなんか言われてましたね。ちょっと再度この点について答弁を求めたいと思います。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

住家、店舗、倉庫など781件の報告があつて、大規模な修繕、除却等が必要と思われるものが45件と答弁させていただきました。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

これ再度確認しますけども、特定空家が781件あるということなんですか。その中で45件、修繕しなければいかんのが45件ということなんですか、再度答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは空き家の実態調査でございますので空き家という意味です。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今の質問では空家等対策計画を作成しなくちゃいけないと、今年作成されるということなんですけども、その前にやっぱり特定空家が当町に何軒あるかということは把握すべきだと思うんですけど、現在の時点で特定空家の数は把握されていないんですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特定空家にほぼ等しいのが先ほどいった45件ですね。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それではまたその中で、第6条の7に、2の7になるですけども、住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項とあります。今までにも近所にある特定空家が台風や地震の影響で倒壊したり壊れた一部が飛んでくるのではないかとといった不安感で、住民か

ら相談があったはずですが、相談後、行政としてどのように対処されていますか。また相談があったかどうかも含めてお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

相談はございました。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

その相談に行政としてどのように対処されたのかをお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当からでもいいですか。

家崎仁行議長

岩見課長。

岩見建志危機管理課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

平成 29 年度には 14 件の相談がございました。平成 30 年度には 9 月現在なんですけれども、30 件の相談がございました。それにつきましてはまずはですね、通知にて書面でこういうふうな空き家、今の空き家の状況とかですね、今後どういうふうな管理をしていくかということを相談させていただきたいというふうな通知をまずさせていただきます。ごめんなさい、所有者に対してですね。

その後ですね、役場のほうに来ていただいたり、返答がない場合は直接その所有者の方のところにお邪魔して相談をさせていただいております。その中で相談によって除却とかですね、空き家の修繕とか解決した案件もございます。以上です。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

29 年 14 件、30 年度で 30 件ということで、結構まだ 30 年度途中で件数が増えていると

ということなんですけども、これは今いうたように所有者に通知または訪問してやるということなんですけども、結局相談を受けたということは近隣の方からこういうことですよということを受けてやったということですよ。通知を受けてね、相談を受けて、それで結局その相談を受けた方には今こういう状態ですよという連絡等はされるんですか。

家崎仁行議長

岩見課長。

岩見建志危機管理課長

全てについてですね、報告等はしてございませんが、ただかなり相談を受けて解決するまでに時間がかかることもございますので、全てに対して報告というふうなことはしてはございません。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

相談を受けたら全ての人に、いま途中経過なりは報告せなあかんですよ。今回なんですけども私が住んでいる地域に特定空家と見なされるような空き家がありました。その空き家のそれは所有者がよそへ行かれていて、住んでない状況なんですけども、その空き家の近くに住んでいる住民の方が災害時で恐怖を感じ、半年以上前に役場に相談したらしいです。ところが職員が2名で1度見に来たが、現場の状況写真も撮らずに帰り、今だ何も返事がないということで、9月2日の防災訓練の時に相談されました。やっぱり相談した方はやっぱり心配で相談するんです。それでやっぱり相談があったら今こういう状況ですよということはある程度報告してあげることが本来だと思います。今、報告しておるところもあれば報告してないところもあると。町長がいつも言われる公平性から逸脱するじゃないですか。そやで、ちょっと違うってどういうことですか公平性。ここの方に言うたけどもこの人に言うてない、やっぱり皆にするんやったらするべきです。答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公平性という観点でいっているわけではないんですよ。報告できる状況と、できない状況もいろいろな状況もあるんで、そういうこともある。私も聞いたのでもやはりあります、報告内容と。そやで連絡とれないとかね、そういう一々一回一回ね、動きをなかなか報告

しにくい部分もありますんで、節目節目には報告させていただくという観点でとっていた
だきたいと。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今、僕が例として言いましたよね、半年以上経っていると。それで報告できない例もある
んですよって言われたんですけども、これのことに関しては報告できない理由はあるん
ですか答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その案件がわかりませんので、いやこのことについてというのと、そのことって個別な
話じゃないんですか。

家崎仁行議長

担当課は把握してないんですか。

尾上壽一町長

だから特定された家のことをおっしゃったですか今。近所ってことでしょうか、特定して
ないですよ。

家崎仁行議長

質問者はこちらです。もう一度再質問したってください。

15番 平野隆久議員

私の住んでいる地域に特定空家と見なされる空き家がありました。その空き家の近くに
住んでいる住民の方が災害時で恐怖を感じて半年以上前に役場に相談したらしいです。と
ころが職員が2名で一度見に来ましたが、現場の状況写真も撮らずに帰りいまだ何も返事
がないということを、僕は9月2日の防災訓練の日に相談されたんで、これはなんで報告
はされるんですかということを知ったら、報告できるところと、できないところがある
という答弁でしたので、この件に関しては報告されてないということですので地域の方に、
どうしてなんですかという答弁を求めました。

特定してないっていうんですか、こういうことを例にあげていいましたんで答弁を求め
ます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

名前のことがわからないし場所もここで言うのもいかがかと思えますので、何故その理由が伝えてないのかということも調査してですね、後ほどお話させていただいて特定のものをですね、近所に何軒があるかわかりませんし、また後ほど伝えさせていただきたいと思えます、何故報告しなかったのかということ。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

ここで名前を出すというのも個人的なあれですので言えませんもんで、僕も言ってないんですけども、こういうことがありましたよということで質問させていただきました。それで課長答弁では報告しとるところもあるし報告してないところもあるということでしたんで、やっぱり相談を受けたらある程度計画なり報告、やっぱり心配されとるんで報告をするべきだと思いますよということで答弁させていただきました。

それは公平性ということであら公平性は関係ないですよって町長答弁でしたんですけども、やはり報告するとことしてないところがあつたら、してないところは何でなんかと思うじゃないですか。だからやっぱりどうしてできないんやつたらできないということ、やっぱり報告してあげるべきだと私は思います。これ以上、押し問答してもなんです、その点について今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に3番目の避難路整備についてですが、昨日同僚議員の一般質問の秋葉山避難路整備について質問で、避難路については以前に確認していると課長答弁されましたけど、それはいつ確認をしに行つたのか答弁を求めます。

家崎仁行議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

近日そうですね、1週間以内の中で避難路を歩いております。ですから1週間程度の期間の間に歩いております。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

それでは秋葉山以外もしたということですか、秋葉山だけですか。

家崎仁行議長

岩見課長。

岩見建志危機管理課長

近日歩いたのはですね、秋葉山だけですけども、他の避難路につきましては随時歩いて点検等を兼ねて歩いてございます。以上です。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

指定一次避難場所の旧松本公民館周辺高台ありますよね。これについては海拔何mという看板・標識が2カ所滑落してました。それを承知していますか。あと秋葉山のところで昨日同僚議員が言ったように避難路の下部分が隙間が開いていますね、僕も確認しにいきました。これは承知していますか。あと秋葉山は48mという指定がされていますよね、一番高いところは、この砲台ところから児童公園まではあそこ崖側にもずっと手すりがないんですよね。危険性を感じるんですけどもその点については承知しているのか答弁を求めます。

家崎仁行議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

松本の避難路につきましては、私、1カ月ぐらい前ですかね、歩いていますけれども、その看板の滑落にとれているということについては、ごめんなさい、気がつきませんでした。秋葉山の道路の下の洗掘につきましては情報をいただいてですね、写真ではちょっと見せていただいたんですけども、まだ現地のほうでは確認してはございませんが早急に確認したいと思っております。

秋葉山の防災倉庫があるところから公園までの手すりのことについてでございますけれども、そこについてはちょっと私、確認はしてございません。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15 番 平野隆久議員

滑落これ結局、標識の松本に関しては台風 21 号が来て落ちたかもわかりません。僕も昨日見に行ってきましたもので、それは定かではないです。それで秋葉山の入口のあれですね、あれはやっぱり 1 週間前に確認いろいろ見に行ったんでしたら、その時に確認していただきましたかったなというふうに思います。

あと砲台のあるところから児童公園まで手すりがないんです、それで手すりがなくて、これぐらいの細い道でそれで直ぐ崖なんです。これちょっと危ないなと思って、特に秋葉山なんかもそうですけども、松本の入口なんかでもそうなんですけど、手すりに電気がついてないんですよ。それで砲台から児童公園もそうです、真っ暗な状況なんで夜避難した時にあれは崖から落ちる可能性もあるし、48mまで逃げるんかどうかという議論もありますけども、やはり人間としてちょっとでも高いところへという意識もあると思いますんで、秋葉山の避難所は 48mって表示をしている以上、やっぱりそこまでのやっぱり整備とかは考慮すべきだと思います。

それであと電灯、照明につきましては、秋葉山は平成 24 年の頃、長島駅前玉地区活性化委員会がソーラー電灯を手すりに備えつけて避難しやすいようにした経緯があったようです。ただ 1 年ほど経ったらそのソーラーが盗まれて盗難にあったということを聞いています。その後は照明が設置されていないということでしたんですけども、夜間に避難する場合も大いにあります。山の上ですね、真っ暗な状況ですんで、これも熟慮して欲しいんですけども手すりにある程度何箇所かソーラー、盗まれにくいようなソーラーの設置ができればね、そういうふうな格好でできないかなと。

あと確認なんですけども、そういう照明がある避難所というか山とかにもあるんでしょうか。その確認をお願いします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的な部分を述べさせていただきます。基本的にすべてをハード等でできないというのは、前者にも申し上げました。ただ手すりとかそういったもので、今後避難路を整備する必要がある自主防災会の皆さんと話をしながらですね、先ほども申し上げたように掃除とかそういう基本的な部分では町の分、自助・共助・公助を十分すみ分けた上でやっていかなければいけないという考え方はこの通りだと私は思います。

たがら避難路整備も以前も答えました、避難路整備が終わったわけではないですよ、こ

れからもやっていくのでということで、行政がみんなチェックするのも大事だと思います。しかし、自主防災会やそういう避難訓練をして気づいたところは行政として伝えていただいて、それで整備していくところというやり取りも必要だと思いますんで、我々といましては危険性のある避難路等または基本方針に基づいたですね、整備の仕方についてはですね、やれるところはやっていくべきだと思っておりますし、照明等についてはですね、やはり全て今の方針は避難路の登り口のところに照明を付けることによって避難路ということを認識いただくという方向で、今、100万円から150万円かかりますよね、しております。

だから後は夜間の避難等は自助ということで、ライト等を持ってくださいというのもこれも以前から申し上げておりますんで、そのような方向でしたい。そして、そういう照明器具についてもですね、自主防災会や地域の皆様と議論してできることできないこともお伝えしながらですね、させていただきたいと思っております。それにはやっぱり正式にご要望等をいただくのが筋かなと思っております。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今、災害のまとめとして今言われたように一番目の避難所マニュアルについては、災害時に機能できるように平常時での運営体制の確立を早急にすべきと考えております。

2番目の特定空家へは早急な対応と近隣住民に対する不安感の解消をお願いしたいと思っております。

3番目は避難路整備においては行政主導で各地区の自主防災会、自治会で官民が話し合ってお互いの役割分担を明確にし、お互いができることをして災害が起こっても、少しでも安心できるような状態にすべきであるという考え方、町長言われてますことと一緒にことですけども、地区で避難路の整備を行う場合は避難所所在の単独地区だけではなく、他の地区へも呼びかけをしたりして合同で避難路整備をしていくことも住民自治の意識の向上となると思っております。少なくともその舵取りをいろんな議論ができるように、舵取りを平常時で公助の、先ほど言いましたように60%の部分であると認識をして、今後とも是非協議ができる話し合いができる、お互いの役割分担を明確にするということを行政主導でやっていただきたいと思いますので、最後にその答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういったものはね、十分啓発して自主防災会それぞれの組織とですね、連携をとるということは大事なことだと思っておりますので、我々としてはそういうことをしっかりとやっていきたいなと思います。

家崎仁行議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

思ったよりかちょっと時間を使いました。2問目のところへ入りたいと思います。

それでは2問目の公共交通対策についての答弁を求めます。1番目の相乗り運送実証事業についてですが、6月の一般会計補正予算で700万円が計上され可決されております。確かにこの時の答弁では三重大学と共同実施し、利用者に会員登録をしてもらいドライバーは70歳以下、免許は一種・二種こだわらず6名予定で、個人の車を配車センターに登録をして実施され事業委託料340万円が三重交通に委託する。海山地区が9月から12月、紀伊長島地区が10月から1月、利用者費用としてはタクシーの半額程度になると答弁があったと記憶しております。

しかしドライバー予定者の講習会が9月10日にあったと聞いておりますので、実施期間については記憶違いかもわかりません。この相乗り運送実証事業について私の記憶間違いがあれば訂正も含め実施の内容についての答弁を求めます。

続いて2番目の地方バス運行対策事業についてであります。平成30年度の一般会計当初予算で地方バス運行対策事業で2,191万2,000円が可決されております。内訳としては河合線のバスが廃止になったため三重交通に委託して運行している廃止代替バス運行委託料798万3,000円、買い物や通院への交通手段のない方の海野線、便ノ山線のいこかバス自主運行バス運行委託料431万2,000円、7月から9月の3カ月間、東長島地区を運行エリアとするいこかバスの自主運行バス試験運行委託料128万3,000円、紀伊長島駅から尾鷲間の路線バスの地域間生活路線確保維持費補助金532万2,000円、島勝浦の路線バスのうち1款・地域間生活路線利用促進補助金120万円、地方バス運行対策事業の2,191万2,000円の中の三重交通に対して委託料と補助金で合計約2,200万円が給付されております。また、この交通弱者について対策でありますけれども、他市町にも同じ状況があると思いますので、困っているのも事実です。高齢者率が43.3%になりますので、ちょっと時

間の配分が悪かって、思ったほどかかりましたので、2問目については答弁を求めます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは公共交通対策についてということでご答弁をさせていただきます。

まずは相乗り運送実証事業についてのご質問にお答えさせていただきます。相乗り運送実証事業につきましては、議員がおっしゃったことで間違いございませんが、総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業委託金を活用して、公共交通空白地対策を主な目的といたしまして、本年6月議会で700万円の補正予算をお認めいただき実施する事業でございます。これは車やバイクがなく移動困難な方など地域の方が自家用車で自宅から病院やスーパーまでなどドアトゥードアで送迎する運送で、料金はタクシーのおよそ2分の1の料金でございます。

海山地区では馬瀬・鯨・河内・細野・小松原の方を対象とし、上里・船津・相賀の病院やスーパー等に送迎をいたします。紀伊長島地区では中桐から志子奥・田山・戸ノ須・片上・名倉・呼崎の方を対象とし、紀伊長島駅周辺等まで送迎をいたします。9月18日から海山地区で運行を開始し、紀伊長島地区では10月1日から運行をいたしているところでございます。

町バス運行対策事業についてのご質問でございますが、現在紀北町には三重交通の路線バスが2路線運行しております。1つは紀伊長島駅、尾鷲瀬木山間を運行する尾鷲長島線でもう1つは島勝浦、尾鷲瀬木山間を運行する島勝線でございます。尾鷲長島間は1日7往復、島勝線は1日6往復、土日祝日は1往復ずつ減りますが、1年365日運行しております。いずれの地域の方々の重要な生活路線となっております。

しかしその利用は低迷しておりまして、昨年3月に何らかの対策を講じないと2年以上存続させることが困難になるおそれがある利用促進対策路線とされておりまして、存続の危機に直面しているところでございます。これらの路線を維持するため広報きほくや行政放送番組ふるさと紀北町で、公共交通の重要性を訴えまして利用を呼びかける啓発を行うとともに、先ほど議員も申された運行費用についてその赤字額のおよそ2分の1を国・県・町で補助しておるところでございます。

今年度からは新たに尾鷲高校生徒の通学環境の向上を兼ねまして、バス通学定期の補助を実施し、利用者の増加に取り組んでいるところでございます。

交通弱者対策についてということですが、駅やバス停から500m以上離れている公共交通空白地域が点在するためにこのような空白地域の解消に取り組んでいるところでございまして、平成3年3月に赤羽地区の河合から紀伊長島駅まで運転する三重交通の路線バス河合線が廃線になりましたが、赤羽地区の移動手段を継続するために町がその運行を引き継ぎまして運行しております。

平成23年7月には自主運行バス、いこかバスを創設し海野・中ノ島・長島から紀伊長島駅までの海野線と木津、便ノ山、宇山から相賀までの便ノ山線の運行を開始したところでございます。今年度は志子奥・田山・戸ノ須・片上・名倉の空白地の解消と中桐から志子までの河合線の改良を兼ねまして、7月から9月までの3カ月間いこかバス運行試験を実施しているところでございます。

以上です。

家崎仁行議長

あと3秒です。

15番 平野隆久議員

2番目の公共交通対策については機会があれば再度したいと思いますので、その点よろしくをお願いします。

家崎仁行議長

これで平野隆久君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで、暫時休憩いたします。1時まで休憩いたします。

(午前 11時 47分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

家崎仁行議長

次に、4番 谷節夫君の発言を許可します。

4番 谷節夫議員

4番 谷節夫。平成30年9月定例会通告にしたがい一般質問を行います。

今年の夏は猛暑、相次ぐ台風に見舞われご町内の皆様はじめ多くの国民が大変苦しんでおられます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

通告は、1紀北町環境基本条例の制定について、2三戸に建設中の大規模鶏舎事業について、この2問であります。

町には既に「自然と共生の町」宣言の幕が高々と掲げられています。紀北町には昭和45年に熊野灘臨海公園に認定されて、平成16年には熊野古道が世界遺産に登録されました。最近では銚子川の清流とゆらゆら帯、そして魚飛の巨岩が爆発的な人気を呼び集客が高まっています。

それに伴いキャンプ inn 海山、孫太郎オートキャンプ場もすごい集客数であります。夏の燈籠祭、七夕物語、引本港におけるKODO祭、今年の11月には第3回目のSEA TO SUMMIT、町内外から200名から300名の方たちが遠方から500km離れたところから市町、外国人も多く参加しています。また、産業的には年末港市、その中でも名鉄観光が特別買い物ツアーを組み、毎年多くのお客様を送ってくれています。

1次産業の漁業、農業、林業、各海岸につくられている海水浴場、それに伴う民宿業、あげれば数えきれないほどの公的すてきな事業は、私たちの紀北町の恵まれた自然が支えてくれております。今その資源が建設発生土、つまり残土による搬入で大きなダメージを受けております。

1番目の残土条例について町長お答えください。よろしく申し上げます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは谷議員のご質問にお答えをいたします。

これはですね、今、残土条例とおっしゃったんですが質問書につきましては、環境保全条例でよろしいでしょうか。

紀北町環境保全条例制定についてのご質問にお答えをいたします。町の自然環境や景観は次世代まで継承すべきものでありまして、行政と住民、事業者が一体となり自然環境を

守る行動へと発展させていくための第一歩として、「自然と共生の町」宣言を行いました。現在は大量に持ち込まれてくる建設発生土の問題をはじめ危惧されるさまざまな問題に対して、行政がいかに対応していくのか詳細を詰めているところでございます。現在は基本構想は既に執行部内で確認されておりまして、具体的な条例、規則等の試案完成前段階にございます。条例の制定につきましては今年度中の議会への提案を目指してまいります。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

実は町長は平成30年8月28日の自治会との懇談会で業者は条例制定のない地域で事業を進めるとすると、県には広域的な残土条例制定を要望している、県の動きを待つのではなく町としてのルールづくりを検討しているとお答えになっております。今もお答えいただきまして、もう一度聞きますがごだいたい今年度中に制定する予定でございませうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その通りでございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

どうもありがとうございます。町長の心強い環境づくりをして中身については、長くなると思うので信頼してですね、お待ちをしております。なおかつ町長もご存知のように民間でもですね、研究会を設立して条例についていろいろと町議会をはじめ町長の執行部側にもですね、いろんな働きかけをしていることも聞いております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは2三戸に建設の大規模鶏舎事業についてお尋ねいたします。

まず1番に、21万羽の大規模鶏舎建設は問題なく進んでいますか。業者は平成30年7月13日の住民説明会で1日あたり50tの水が必要なので、水は外からタンクローリーで運ぶと最初から説明しております。災害が起きた場合、道路が塞がれて水が1日止まると鳥が全滅すると言っております。そのため業者は水タンクまたは現地で取水できる設備を設置したいと説明してはいたしましたが、町はその後、相談を受けておられますか。よろしく

お願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きまして、三戸に建設中の大規模鶏舎事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。水タンクにつきましては当初から45 tのタンクを設置する計画となっていて、ここでございまして、21万羽の新赤羽農場で必要となる水については、加田農場の井戸水から取水し運搬する計画となっております。

道路被災時などの緊急用として新鶏舎敷地内で水が出るかどうかの調査について、平成30年6月19日に開催いたしました第4回運営委員会において、事業者より説明がございました。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

取水のプロセスをはっきり聞きたいですけど、加田農場といいますと国道42号沿いですね、そこから井戸水で取るんですか。井戸水で取ってローリーで毎日、先ほど町長45 tとおっしゃいましたけど、50 tじゃないんですか、45 tの水を運ぶんですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

井戸水から取水でございまして、50 t、45 tについてはですね、担当のほうで確認させます。私も50 tというのを過去に聞いたようなお話もございまして、ちょっとお待ちください。

家崎仁行議長

休憩しますか。

家崎仁行議長

暫時その場で休憩いたします。谷議員ちょっと待っておってください。

(午後 1時 09分)

家崎仁行議長

会議を再開いたします。

(午後 1時 10分)

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

水道水源保護審議会への答申の中ではですね、43 t という数字ですので、約 45 t という計画だと認識しております。以上です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

そうすると加田からといいますと水道水源保護条例には関係ないわけですか、わかりました。

そこですね、今、課題になっている、もし台風とかなんかで道が塞いだ場合、説明会でも出たんですけども、たちまち1日に45 tの水を飲む鳥がですね、もし1日つまれば全滅してしまうという業者からの説明でございました。このことについては大きな課題ですのでその後、町が何も相談を受けてないんですか、その辺をお聞かせください。

家崎仁行議長

課長でいいですか。

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

業者の方からはですね、水をですね、加田の農業の井戸から運ぶということですね、計画のほうされてですね、ただ緊急時の場合にはですね、どのような水も供給できなくなった場合にですね、何らかの方法でですね、水を確保しないとイケないということで、さまざまな方法を探っておられるということですね、当初からですね、この加田農場の井戸以外にですね、適当な取水できる場所があればですね、その辺も検討していきたいと

というようなことは業者のほうから伺っておりますけれども、説明会等におきましてはですね、現計画の水を運ぶということの計画のみの説明があったというふうに伺っております。町のほうへの相談というのはですね、その緊急時の水のことをどうするかというさまざまな検討の中でですね、適当なところがあればですね、そちらのほうをですね、探っていきたいというようなことのお話は伺っております。以上です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

住民の心配がですね、適当なところというのが適当なところというそれは 21 万羽の養鶏場のある近くだと私は理解しているんですよ。それで、井戸水を取水するというた後に出てくるんですけど、水道水源保護条例の話が必ず出てくるわけですよ。そうしたら町長、水道水源で条例で 50 t 取るという枯渇問題も出てくると思うんですよ。そのことを町長はよく法令の中でやっぱり法律とか、あるいは上位条例、県の条例とかで整合性が伴わないという発言をよくしておられますけど、実際この紀北町の水道水源保護条例の取水、取る量という基準はどのようにお考えなんでしょう。これは何時の時にも問題になると思いますけども町長はその辺どうお考えなんでしょうかね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

業者のほうからですね、今、谷議員がおっしゃったように緊急時の水の心配のことも伺っているのは事実でございます。しかしながら、水道水源保護条例がございますのでそれについてはですね、今度新たな施設の変更とか条件の変更があったら、そちらへかけるということになっていきますので、かけていただいて水道水源保護審議会で審議してもらい、そういう流れになろうかと思えます。その時ですね、水収支の問題とか実質に取れるか調査等をしてですね、そういったものを水道水源保護審議会のほうで、その水の収支とかそういったものをしっかりと審査してもらおうという流れになります。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

実はですね、この鶏舎の建設をめぐってですね、ずっと時系列を見てみますとまず 28

年、遡って今から2年前にですね、11月2日に臨時議会が開かれているわけですね。それからその中でその養鶏場施設の設立事業費1,564万円を追加して補正予算で、10対3で可決されている。この時に町長はこのチャンスを逃せばね、10億円以上の大きな事業はできないとこの事業を加速させた事実は間違いございませんね。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議事録はどう書かれているかわかりませんが、チャンスを逃せばではないと思います。基本的にこれは国のですね、クラスター事業の補助事業でございます。補助事業から出ております。ですから民間事業でございますので、それが町の議会を通して予算化されて、それから業者への給付というのかな、そういう形になっているんですよ。

ですからこの1,500万円はですね、そのクラスター事業に基づく予算が町で議決しなければいけないだけの話なんで、そのチャンスを逃せばとか、そういう表現はおそらく使ってないと思います。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

実は町長はチャンスという言葉にこだわっているんですが、これきちっと記事に載っております。町の事項書には載っていないかわかりませんが、町長はそうした発言をしているということがちゃんと新聞に掲載されております。

それからですね、どんどんと28年から進んでいきまして実は業者側も平成28年9月21日から4回説明されているわけなんですね、業者がですね。それからずっと引き続いてこの2番目の右岸の県道沿いのことに関連してくるんですけど、実はそうした説明の中でですね、右岸側にある21万羽飼うのは左岸なんですよ。

それで説明会では特に赤羽の住民が21万羽、21万羽飼うことによって右岸側の鶏舎も取り壊すと聞いていたんです。ところが平成30年7月13日にですね、進捗状況の説明会がありまして、その中で右岸側にある鶏舎を全部取り壊して21万羽のところへみんな集約すると聞いていたのが、右岸側の鶏舎の5棟を取り壊して一部を新築して、そしてそれを改修して育雛3万5,000羽、育雛というのは小さいヒナですね、3万5,000羽、それから育成舎を7万羽、これをまた新築してそこで10万5,000羽飼うと町民に説明したわけ

です。

そしてもう2年経たないうちに21万羽が31万5,000羽に増えているわけですね。そしてそれは町もご存知のように三戸川を挟んで右岸と左岸で、川が一つ離れているだけなんです。このことについてももちろんこの時も水道水源保護審議会が開催されて、そこからその時も10t水を取るという問題が出てきて、これは水道水源保護条例に認定されないと町長は答申を受けてですね、業者にそのことをお伝えしているわけですよ。

そうすると町民、三戸川はじめ赤羽住民またあるいは長島の水道水源の上にある三戸川、赤羽川からですね、流れる水をこの長島地区の皆さんが全部その水を飲んでいるわけですよ。そうすると合計30万羽、町長にお尋ねしますけども町長、30万羽でいったい人間に例えて何人ぐらいになるんですか、ということは1羽の鳥、それは1匹どんだけあるんですか、目方がお答えください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず最初から答えさせていただきます。

業者はですね、右岸側の鶏舎を取り壊すというのは私どもは聞いておりません。事実だけを申し述べさせていただきます。それからですね、その育雛舎と育成舎の関係ですけど、これは育雛舎につきましては既存鶏舎3棟のうち2棟は緊急用として残すが1棟のみを改修して3万5,000羽を育てると聞いております。

それから、育成舎につきましてはですね、これまで成鶏舎として活用してきた5棟を全て取り壊し新たに2棟を育成舎として新築し、1棟につき3万5,000羽を育てることとしておりますので、2棟では合計7万羽となろうかと思えます。

このようなことから三戸の。

家崎仁行議長

谷議員あとで。

尾上壽一町長

ごめんなさい。育雛舎が3万5,000羽で育成舎が7万羽です。ごめんなさい、訂正いたします。それで鶏舎数においてはですね、8棟から5棟に減少いたします。それから羽数についてはですね、これまで13万2,800羽ですね、育雛舎5万2,800羽、それから成鶏舎8万羽から10万5,000羽になりますんで、2万7,800羽の減少になります。それから全てが成

鶏舎であったのがいけばヒヨコとかちょっと大きくなったの育雛舎、育成舎、そういう鳥になると伺っております。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

実は私は質問する前にこの通告書を出してですね、農林課長とかなり納得がいかないもんでお話を聞いております。私も住民の皆様もいくらヒヨコであれ雛であれ、1羽は1羽だといっているわけですね。それで課長の説明ではその21万羽おる鳥は2年間卵を産み続けて、やっぱり産み終わると徐々に減っていくと。減っていた中へその育成した鶏を移して、そしてまた21万羽にすると。

だから私はその方程式というか、そういう流れを見たらやっぱり10万羽増えて31万羽になるじゃないですかと。それで先ほど聞いた私は1羽いったい鶏というのは、1キロあるんか100グラムあるんか課長これお調べになったことないですか。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

申し訳ありません、鳥1羽の重さについては確認はいたしておりません。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それは何故こんな質問するかと言いますと、町長は常に住民説明会の中でですね、自然環境と産業と相反するものが絶対あると、これは私も理解できます。その相反するものをやっぱり町がきちんと説明しながら、あるいは住民にも業者にも理解を受けながら安心・安全して暮らせる町をつくりたいと。先ほども申し上げましたが銚子川はどんどんと人気があがる。今年の夏も車の置き所がないぐらい発展しました。

ところが私は3番目の質問でありますように赤羽川が本当にこの住民説明会の中でも、ごみ捨て場とされている。昔は泳いで、喉が乾いたら水を飲んで、鮎をとってエビをとって楽しんだ、ウナギをとって楽しんだ。その川がやっと浜千鳥リサイクルのことが解決したかと思うと、また突然そうしたものが浮き上がってきました、平成28年に。

町長、このままどんどん進めていって赤羽川が復興することができないんですか。そして私は業者の関係者にあるところでは近くでは鶏と観光を兼ねて、鶏を飼っているところで卵ご飯とか鳥の焼き肉を食べさせて、どんどんと繁栄しているところがあります。そうしたことはできないかと質問したら、谷さんあんたアホと違うんか、アホちがうんかとは言わなくても、とんでもない話だと、鳥を観光に使うということは全然できない。それは何故かという人と受け入れられないということですよね、ひっくりかえせば。鳥インフルエンザが怖くて、じゃあ私たちは30万羽おる鳥小屋の傍にこれから行くことができない、町長笑い事ではないですよ。

どうですかこのことを、どうお考えなんですか、お答えください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず1点ね、言わせていただきますのは21万羽がクラスター事業の対象になっております。我々今まで議会のほうに予算をあげさせていただいて、これは業者と国との関係なんです。わかりますか。そして、この育雛舎、育成舎を建てるところには約13万2,000羽、飼われていたんです。

そして雛鳥のようなものが10万5,000羽、飼われるということでこの現状については水道水源保護条例においても、13万羽飼っていたんで減るんで大丈夫ですよというような当時の中、きっちりした話は別なんでそういう話なんで、21万羽についてそういう町が関わってですね、今までやってきました。そういうことになっておりますし、その業者が鶏を観光にできないとか、人を受け入れないということはですね、私が話したわけでもないですし、業者がこのテレビを見てどのように感じるかというのは業者のほうだと思うんですが、私どもの町としての関わりはそういう中で、町の議会の議決もいただきました。

これはおそらく議会の議決をいただいた上で進めていきなさいよという、町から直接業者にいかないのはいろいろなそういうことを配慮してのことだと思います。ですからそういうことで今進めていただいている。あくまでも民間の事業でございまして、先ほど申し上げたように我々行政が公害防止協定そういった協定の中で入るということは、本来なら民間が進めていくことを地域の皆さんやそういった皆さんとともに行政も入って、より環境に負荷をかけないような鶏舎をつくっていただきたい。そういう思いで町が間に入りながらこういう協定とかそういったものをさせていただいたり、説明会へも一緒に出させて

いただいて、言葉の質ですね、そういうものもとりながら行っているというのが今の現状です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

町長のご返事を聞いているとまったく町長は、紀北町をどうしていくのかということに非常に関わってくると私は理解します。それは何故かといいますとやっぱりこの環境宣言を高々とあげながら、この建設発生土も6箇所あったやつが、また新しく1箇所増えています。

そして私はクドクドと前段で言いましたように町長、この自然、天からもらった自然の環境これによってどれだけの恵を受けているんですか長島は。私はですからこの鶏舎問題も13万羽の右岸の鶏舎と、それから加田にある鶏舎、加田も臭いがえらい。これは垣善ファーム以外にももう1件やっております。それで私はその中で一番不満に思ったのは、今、町長がご説明した畜産施設等整備事業で畜産クラスター事業について、これですよ、今言われたこと。

このクラスターにおいては、その中に加入している業者というのは、くぼたエッグファーム、それから田中エッグと、それから1、2、3、4、5、6、7、8、もちろん紀北町では濱口農場、垣善ファーム、みなぐち養鶏、丸一農園、それから鳥羽市の竹内農場、それからまた畜産関係団体では農事組合法人ファクター、垣善フレッグ、三昌物産株式会社、日本農産工業とそれぞれ、1、2、3、4、5、6、7社が団体に入っております。

そしてその他で紀北町とみえ熊野古道商工会、それから紀北町観光協会、この3つの紀北町の役場を除いてみえ熊野古道商工会、紀北町観光協会という本当に観光で飯を食うこの紀北町の団体もこのファクタークラスター協議会の中に入っているわけです。

それで代表が垣内善通さんです。私は少なくともこうした団体が中に入りながらですね、21万羽の鶏だというのが突然2年たって30万羽にも増えるというのは、これはどういうことですか。この協議会が何も生かされていないんですかお答えください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

協議会のほうに入っておるの。ちょっと担当課から先に答えさせます。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

ただいま議員がご説明になったのはですね、ファクタークラスター協議会ということですね、この目的はですね、クラスター事業のですね、取り組みを進めるための計画とか目標とかをその目標を達成するためにですね、協議をするということによって形成されている協議会でございます。

もう一方、町が入りまして地元の自治会の方とかですね、それから関係団体の方と環境に対する対応をですね、主に考えるものとして運営協議会というのを立ち上げております。この運営協議会におきましてはですね、今回の三戸鶏舎のですね、事業についての環境負荷とかあるいは協定内容の検討とかですね、そういうふうなものは運営協議会というところで協議されております。

先ほど議員が言われたのは繰り返しますが、ファクタークラスター協議会につきましてはですね、事業を推進するために設立された事業の計画とかを検討するためにつくられた協議会でございます、内容的には違うものでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それではファクタークラスター協議会というのは鳥を増やしたり減らしたり、環境についてお話もするって言うておられました、鳥を増やしていくということには何ら関係ないんですか。そして、今課長が言われた 21 万羽の鶏舎にですね、協議会ができていますその協議会というのはどういう団体ですか、長は誰がやられているんですか、お答えください。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

運営協議会につきましては紀北町の副町長が会長を務めていただいております。赤羽自治会長が副会長という位置づけになっております。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それではお尋ねしますが、21万羽の養鶏場の中には運営協議会というのはいくらもあつたはずでできあがっている、そう理解してもいいんですか。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

ちょっと協議会と運営委員会の違いを説明させていただいたわけですが、ファクタークラスター協議会につきましてはですね、この21万羽の計画をするための協議会でございますので、21万羽についての決定等はこちらのファクタークラスター協議会のほうで協議されているものでございます。運営協議会のほうにつきましてはですね、三戸鶏舎の事業がですね、地元の方それから事業者の方がですね、お互いに認識を持っていますね、お互いに相互理解の中です、事業が円滑に進むために設立されたものでございますので、計画という面ではファクタークラスター協議会のほうが計画に携わる協議会ということでございます。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

そしたらこの21万羽に続いて、10万5,000羽に関して21万羽のほうの運営委員会は何ら関与していないわけですか。相談もしていないわけですか。それで町民にもそのことをお知らせしていないんですかどうなんですか。

家崎仁行議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

21万羽以外にですね、今回三戸の右岸側で計画されている育雛舎・育成舎につきましてはですね、当初から計画には入っております。当初計画の中ではですね、21万羽の当初住民の方々への説明の中ではですね、21万羽の計画それとクラスター計画の中で補助金をいただいて整備する部分についての説明はなされておりますけれども、21万羽の成鶏した鳥の部分のみの説明でございましたので、ひなの鳥である育雛舎・育成舎につきましてはですね、計画の中には入っていましたが、計画の全体としての位置づけは計画の中には入っておりますけれども、個々の説明会の中ではですね、説明はされていないということござ

います。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

極端な話、私が理解するところでは育雛舎というのがヒヨコを一番ヒヨコを育てる。それで育成舎は2カ月ぐらい飼って成鶏になった鳥を、その21万羽のほうへ移すことはよく理解できるんですよ。そしたらそのこんなことが次々とそのために業者が必要なんだと言えば知らないうちに、そんなら10万羽飼ってどんどんどんどんと、それを卵じゃなくって、育雛舎・育成舎をきちんと作りあげて、どんどんと成鶏になる鳥をですね、育成してまたそれをどんどん販売拡大しようじゃないかという、ひょっとしたら業者というのいろんなどころへ目を向けていって、自分の事業を発展させるというのは、これはどこの事業者もおそらくみんな一緒の考え方を持っているんです。

ですからこのことを踏まえると、三戸がまだ実は大きな土地が残っております、三戸に。これは私じゃなくて赤羽の住民がまたあそこへ鶏舎ができるんじゃないかと危惧するわけなんです。私は町長、私はそのことを聞きたいんです。なにも住民説明のない中で業者の言いなりに水道水源保護条例さえかければ、それで認可すればどんどんと鳥小屋は増えてくるんじゃないかと。これをすごく危惧しているんです、町長いかがでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうことが協定のほうに盛り込まれております。ですから事業所の規模やそういう変更があったら地元の住民とも話しなさい、話をしてくださいね、町にもお知らせくださいね、そういうところで議論してくださいねということが協定書で結ばれております。これがですね、我々町が積極的に関与して、いま谷さんがおっしゃるような環境負荷ができるだけ少なく、また住民の理解を得ていただくためにこういう協定を結んでいただいたような流れで運営協議会においても、副町長が入っているのもそういう理由でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それはファクターのほうの運営協議会で決められる、進んでいくんですか。それとも

21 万羽のほうの、21 万羽を運営する運営委員会で決めていくんですか、どうなんですか、そこがちょっとどうも僕は町長によく谷議員の意見が質問がわからんと言われるのだけど、町長曖昧ですよ。それをはっきりしてくださいよ。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ですからこれは21万羽の新鶏舎をつくる時に、地域の皆さん、町も含めて結んだ内容なんです。そしてその中でこういう施設の改修とか増床、そういったものをやったら報告してくださいね、この協議会へ運営協議会、運営していくための運営協議会にお知らせくださいねというのがですね、この協定書なんですよ、4者で結んだ。だからここの中には地区の区長さんなんかも入っています。ということは運営委員会ですよ、さっきから話しているの。これは運営をするための協議会ですから運営委員会です。それで協議会はクラスター事業を進めたためのその事前の協議会ですよ。

だから、いま谷さんが言わんとしているのは運営委員会の話だと思うんです。それを運営していくためにどうするかという話ね、でしょう。運営のやつなんでそれを変化するとしたらそこで協議会でまた協議してもらおうという形になりますんで、それと民間の事業者がどういう思いを持っているか私どもは知りません。しかし、そこに変化があればこういう協議会にかけてくださいねということをやっています。

家崎仁行議長

町長、議場内ですので谷さんじゃなしに谷議員です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

そうしたら21万羽の運営委員会ができていくけど、10万5,000羽の運営委員会はこれはまだできてないですよ。これはどうなんですか。

家崎仁行議長

中場副町長。

中場幹副町長

ご説明をさせていただきます。先ほど町長が申しました協定につきましては、21万羽、新しい鶏舎につきまして協定は結んでおります。今議員がおっしゃったように前からある

鶏舎については直接は関係ないんでございますが、会議の中でそれに関係するものもすべてこの運営委員会にお示しいただいて、住民の方及び役場も一緒になってそのことを考えていきたいと思いますということをお願いしてありますので、いろんなことはここへ出させていただきますことになってございます。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それでは再度確認しますけど、育成舎もそれもみんな 21 万羽のほうの運営委員会へはめ込んでいくということですか。

家崎仁行議長

中場副町長。

中場幹副町長

はめ込んでいくって、ちょっと言葉があれなんですけども、細かく言いますと協定のやつは新しい新鶏舎の協定は結んでございます。ただ今、議員が言われたみたいに育雛舎・育成舎のほうについては、ここには該当はしてないんですけども、そうじゃなくってクラスター全体も含めてそれに関連するものが新しく変更とか増築とかあれば、この運営委員会へあげていろいろ議論しましょうねということは申し合わせで決定をしております。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

それではですね、この 10 万 5,000 羽の時の水道水源保護条例委員会で附帯意見がついていますよね。これは副町長ご存知ですか。意見の要旨として附帯意見がついております、5 項目出てますけど。

尾上壽一町長

議長、担当課から答弁させます。

家崎仁行議長

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは附帯意見を説明させていただきます。

まず1つ目が定期的なモニタリングを実施すること。2つ目が河川から距離を離して浸透トレンチを設置すること。3つ目が浄化槽への流入水質が想定値を超えた場合ただちに事務局に連絡し迅速な対策を講じること。4つ目が豪雨を想定した雨水の排水路を確保するとともに鶏糞等が事業場外に流出しないよう対策を講じること。5つ目が現状での排水システムよりも水質浄化の効果が発揮できるシステムが確認された時には、新システムへの移行を検討されたい。以上5つが附帯意見として付けられております。以上です。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

よくわかりました。それでは私の3つ目の質問になるんですけど、実は私は昔からというのはおかしいんですけど、町長、3番目に掲げたですね、長年にわたり赤羽地区住民が悪臭、ハエ、赤羽川、三戸川の汚れに悩まされ、楽しい川遊びや山菜取りなど夏休みの楽しみがすべて打ち消されております。赤羽川、三戸川の遊泳禁止ということをよく聞きますが、どこが発令して何が原因なのか、私はその原因は大腸菌がうようよして泳いだら腹痛を起こすよというのが原因になっているのが1つと。

それから、赤羽川のふくいわで一度悲しい事故が起きました。その時の事故で遊泳禁止になったと聞いただけで、あとは遊泳禁止というならばそれは船津川も銚子川も赤羽川も全部発令しなければいけないなという感じがしているわけです。このことについてきちんとお答えください。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

遊泳禁止というと子どもたちのことだと思うんで、教育長のほうから答弁をしていただきますけど、河川の今状況等を以前の話がされたんで、今の現状をお話させていただきます。河川ではですね、紀北町は測定場所、水質の検査をしております。通常監視といたしまして、海水浴場で4カ所、海域で5カ所、河川で8カ所をやっております。それから、特別監視ということで、銚子川のほうで2カ所、毎月とかいろいろ回数は違うんですが、特別監視は銚子川、それで特別監視で名倉湾、それ残土の関係でございます。それから特別監視は三戸川で3カ所させていただいております。これは各鶏舎の下流で検査をさせていただいております、現在のところいずれも異常はみられないということでございます。

あと教育長よろしいですか、遊泳のほう。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

それでは続きまして、赤羽川、三戸川の遊泳についてでございますが、教育委員会といたしましては過去に水難事故の発生があり死亡したお子さまがおりましたことから、各学校において子どもの安全第一を考え、河川の形状や特性を考慮し水難防止の指導を行うように学校に依頼をしております。

このことから小学校においては、夏休み期間中の学校のプールの開放をして泳力を養っております。河川には保護者同伴で行くこと。子どもたちだけでは行かないというような指導をさせてもらっております。また、中学校では親の責任の下、河川に行く時は安全に気をつける。また自転車の安全走行にも十分心がける、自らの体調を常に気をつけるなど河川での遊泳について指導をしております。

また自然に親しむ川遊びにつきましても、同様の指導を行っているものであります。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。時間のほうも気にしてください。

4番 谷節夫議員

それでは遊泳禁止にはなっていないんですね。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島昶郎教育長

原則的にはですね、河川の利用というのは自由でございますので、自己責任になります。ですけども子どもの安全を考えて指導ということで、十分気をつけることということで学校によっては遊泳禁止という言葉を使ってでも子どもの安全を守るために遊泳の指導をさせてもらっております。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

実はですね、尾鷲市は6月11日頃になると夏休み前になると海岸あるいは川を学校、

消防、警察も含めてですね、遊泳可能ということをお知らせしているわけですね。それで今年も地元の人ばかりじゃなくって、前者議員もおっしゃっていたように、孫太郎のプールがない、あるいは黒浜の崖崩れで黒浜も行けなかった。やっぱり始神テラスで観光案内をしている方に聞くとですね、やっぱり外から来る人も安心して安全な場所を教えてくださいという話なんですね。

ですからそうしたことをきっちりとしていただきたいと、どうでしょうか。

家崎仁行議長

村島教育長。

村島起郎教育長

尾鷲市ではそのような調査を行って、遊泳可能なことということでお示ししているというふうには聞いておりますが、当町といたしましてはですね、そういうことは今のところ指定するということは考えておりません。それはですね、過去の水難事故等からですね、子どもたちの安全ということで、水泳場の可能なところを指定ということはするようなことは、今は考えておりません。とにかく子どもたちが水難事故に遭わないようにということで、子どもたちの安全確保をしたいということで考えております。以上でございます。

家崎仁行議長

谷節夫君。まとめてください。

4番 谷節夫議員

それでは町長、最後にですね、残土条例についても、鶏舎問題についても、私はもう質問の時間がないんですね。でも条例もちゃんと制定すると答えてくれました。そして特にやっぱりこの自然を守るということでは町長、これからもどんどんとエネルギーを注いでいただいでですね、職員の皆さんとともにですね、やっぱり自然を。

家崎仁行議長

谷議員、終わってください。

4番 谷節夫議員

大切にすることをお願いして、町長の答えを聞きたいです。よろしくお願いいたします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようにやっぱり田舎の良さはですね、自然を守りながら生活していくことが大事なのかなと思います。そのための「自然と共生の町」宣言でございまして、みんながですね、自然の大切さを認識して、それから育て、守り、そして一体となってですね、自然環境問題に取り組んでいくというこの理念を持ってですね、政策もやっていきたいし、もちろんこの中には町、住民、事業者という言葉も入っております。そういう方たちもですね、この環境宣言をしっかりと頭の中に置いた上での生活、事業を行っていただきたいなと思いますし、我々もこれからもこの宣言に基づいたことをですね、町民の皆様、事業者の皆様、町そのものもしっかりと心においてですね、留めて施策を行っていききたい、そのように思います。

家崎仁行議長

これで谷節夫君の質問を終わります。

家崎仁行議長

ここで、暫時休憩いたします。2時15分まで休憩します。

(午後 1時 57分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 15分)

家崎仁行議長

次に、1番 岡村哲雄君の発言を許可します。

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

議長の許可を得て、9月議会の一般質問をさせていただきたいと思います。

項目は5つだけさせていただきました。検討中の環境関連条例について、それから、海山町の過去の環境基本条例。3番目が旧紀伊長島にありました環境の保全と美化に関する条

例、これについてです。4つ目が買い物通院難民対策について。買い物通院難民対策につきましては、今回は交通関係について絞っていきたいと思います。5つ目が地域の医療機関、医療体制、尾鷲総合病院の経営に絞って質問したいと思っております。

以上よろしく申し上げます。

実は私、先月ですね、議員研修の一環としまして、滋賀県のほうに全国の議員と一緒に条例づくりについての研修にいつてきました。3日間の缶詰研修でございます。そこでベンチマーキング手法とか、あるいは条例の作り方、立法事実の大切さなどを実習を通してじっくり勉強してきました。

その中で例えば規制条例では訴訟リスクに耐える合憲性、あるいは適応性を検討しなければならないと。条例をつくるまでのハードルの高さもよくわかりました。その意味で今回条例を検討している執行部の皆さん、大変ご苦労だと思っております。同時に私が言いたいのはできるだけ執行部だけに任すんじゃなくて、多くの皆さん、住民を含めた多くの皆さん、議員も含めてですけれども、の意見をできるだけ取り入れていただきたいなど、こういう思いで今回の質問をさせていただきます。

最終的に紀北町にとってすばらしい環境関連条例を提案していただけるよう望みたいと思っております。

1番、現在の進捗状況について、どの程度かということですが、前議員に説明していただきました。今年度中に制定を目指しているという町長の答弁いただきましたので、これは省略したいと思います。私はそれで結構だと思っております。

2つ目ですが、目指す条例ですね、今、検討中の条例ですが、簡単にいいますと理念条例か、あるいは規制条例か、これについてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは岡村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

目指す条例はということですが、これはですね、今まで住民の皆さまの不安解消に対応できる制度を、調査・検証してまいりましたが、先ほど議員もおっしゃったようにですね、規制条例というのはなかなかハードルが高いということも、3日間勉強されたということですが、ただですね、宣言のような理念だけでは難しい部分があるので

はないかということで、事業活動での対応は不足と感じられていると。以前もですね、そういうお話をお聞きしました。

そういう中でやはりですね、自治体として規定できるということが大事なことでございますので、法律の達成を阻害することがない範囲という制約、これは以前からご説明させていただきました。規定できる範囲で効果的となる仕組みを組み合わせることによって、適切な事業活動になる規制ではなくですね、積極的に関与することができるような条例を目指していきたいと、そのように思っております。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今、積極的に関与できるというお話でありますけども、規制条例ってはっきり言われなかったんですけども、これ罰則も考えておられるかどうかお聞きしたいと思います。以上です。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろ検察庁との関係もありまして、今の段階でしっかり言えませんが、そういうことも検討はいたした上で、どのような条例になるかですね、もうしばらくお待ちいただきたいと思いますが、検察庁のほかのところですね、市町の事情も聞きますと罰則自体は相当難しいのではないかというお話も伺っております。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

先日、愛知県のほうに行きました時はですね、やっぱり罰則の件につきまして、検察庁の話ですけども、自治体によって対検察によってですね、難しかった場合と難しくない場合があるそうでございます。是非ですね、検討をお願いしたいなと思っております。

じゃあ続きましてですね、3番と4番、ちょっとまとめてお話させていただきます。質問させていただきます。検討中の条例ですね、もしベンチマーキング対象の自治体などがあれば教えていただきたいということと、検討組織はですね、執行部だけか、あるいは相談相手、顧問弁護士とかおるかどうか、その2点お聞きしたいと思います。よろしいでしょう

か。よろしいですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のベンチマーキング的なところというのはですね、いろいろ本当に見てですね、担当課のほうでいろいろな条例を表にして、どういう表現をしているかということも調べさせていただいておりますので、どこということではございませんが、複数の市町ですね、条例を検討させていただいております。

それから、どういうとこでやっているかということなんですが、我々理事者とですね、担当課が中心となっております。そういう中で外部ということで弁護士とか県とかですね、今おっしゃっていただいたような条例はもちろん市町、そういった人たちからお話は聞いておりますが、おそらく議員は町民がという観点だと思いますが、それは入っておりません。入っていないです。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

わかりました。5番の今後のタイムスケジュールにつきましては、省略させてもらおうと思います。私ですね、いろんなどころ実は足を運んでいって来ました。例えば千葉県、滋賀県、愛知県、あるいは県内ではですね、亀山市、尾鷲市、実際、足運んでいろいろ聞いて来ました。懇切丁寧に説明してくれます。中でもいろいろ調べたんですけども、私さっきベンチマーキングの話申しましたけど、例えば君津市ってございます。千葉県の君津市でございます。これ資料いっぱいあるんですけども、これ見ますとですね、条例で私参考になるって、大いに参考になるんじゃないかということ2点述べさせていただきます。

1点目がですね、この千葉県の君津市はですね、一つは放射能汚染土とか除染土につきましては、全部持ち込み禁止、搬入禁止になっております。これは規則でうたっております。

2点目ですね、君津市ですけども、これは結構難しいかもわかりませんが、県外からの土砂搬入、残土関係ですね、搬入を禁止しております。これは君津市がやっております。なお千葉県におきましてはですね、千葉県も残土条例的なものつくっておるんですけども、実は千葉県の各市はですね、適用除外になっています。各市のほうの方が厳しいんです

ね、県より。県のほうで適用除外となっています。それが7つか8つあると思います。千葉県はそういう例です。

三重県はちなみに残土条例的なものは県にはありません。そういった事情があります。それから私もう一つはですね、県内では亀山市、亀山市はですね、こんなこと言っていました。基本条例というのは1つあります、理念条例ですね。その右側に水道水源保護条例、そして左側に開発を視野に入れた環境保全条例、3つが1組で動いておるそうです。私いろいろなところを見ましたが、亀山市のほうが一番体系的にまとまっているような気がしました。是非、参考をお願いしたいなと思っています。

あとですね、実はいろんなことを私は勉強しましたが、実は足元にすばらしい事例があったことを最近知りました。2つ目と3つ目になるんですけども、大きな質問のですね。1つは旧海山町と旧紀伊長島町、環境関連条例が制定されていたのですね。改めて先人の皆さんの先見性に尊敬の念を抱いております。

そして今、疑問に思いますが、何故条例、その条例が残っていないのか。同時に今回検討しとる環境条例に先人がつくられました地域に沿った、地域に沿ったですね、環境を考えてつくった環境関連条例、これを参考にすべきだということを是非提案したいと思っています。

ということで2点目です。海山町環境基本条例の施行について、4つあるんですよ、4つまとめて質問させてもらいます。1番はですね、海山町環境基本条例の条例制定時の立法事実はどうなのかなど。立法事実というのはちなみにですね、法律を制定する基礎を形成しその合理性、必要性を支える事実ですね。その立法事実はどうだったんかということで、2つ目がこの時の条例はですね、議員提案かあるいは執行部の提案だったか。あるいはまたはというところあれですけど、住民による直接請求だったか。この3つのうちどれが、どこが提案されたかということが2点目でございます。

3点目はですね、条例制定後、住民や事業者の評価はどうだったのか。あるいは裁判等のトラブルはあったのかどうか。4つ目は何故廃止になったのか。廃止に反対する声はなかったのかと、この4点お聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きましてですね、海山町環境基本条例ということで、ご質問いただきました。条例制

定に至った背景についてでございますが、ごみ減量に取り組む意識の高まり、銚子川の環境を守ろうとするさまざまな活動の発生、環境マネジメントシステム、ISOの構築などを背景に当時の海山町は行政活動の指針となる快適環境のまちづくり宣言をしております。

海山町環境基本条例につきましては、本宣言を理念といたしまして、環境保全にかかる町施策を推進しようとしたもので、平成13年9月に制定されております。

次に、条例の提案にあたりましてはですね、執行部からの提案となっております。条例の検討にあたりましては、当時の助役と環境管理課が主体となって条例が構築されております。

それから、条例制定後の評価や問題につきましては、住民や事業者等の評価を意見聴取したことがないことから、正式に答弁できる正確な評価は把握できていないところがございます。裁判等のトラブルについては本条例に起因した係争については、争われたという事実はございません。

条例が廃止となった事情についてでございますが、合併の際にあらゆる事業、事務事業が精査されました。そして紀北町に引き継ぐもの、新町で新たに形成していくものなど、こういった議論がされたと記録いたしております。

合併前の両町には、同種の環境関係条例が存在しておりましたが、目的や町の事情、制定された時点からの環境変化などもあり、一方長島、海山ですね、引き継いでいくという選択はできないというような事情もあったものと考えております。

合併時には本条例に固執することなく新たな町で、新たな事情に応じた条例を制定すべきと判断したのではないかと推測されるところでございます。また廃止に対するお声というような質問につきましては、執行部内の議論の中身につきましては、記録がなくお答えすることができませんが、新たな紀北町を運営していく上で必要なものとして、現在の原形となる例規が議会に提案されて議決されているところでございますので、廃止ということについての議論についてはですね、詳しいことはわかりません。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今、廃止のですね、町長から廃止の時の経緯というのはあまりはっきりしないんですけども、私これ読んで思ったんですけど、当時の条例ですね、廃止でなく、より良く改正していくべきじゃなかったかな、今では私はそういう感じはもっております。もし残ってい

ればですね、昨年の船津川の汚染土壌処理業の問題ですね、これも業者の進出もなかったに違いないかと、私はそういう考えでおります。

内容につきましてですね、また参考になるところいろいろで、これあくまでもどちらかというと理念条例でございます。例えば私聞きたいこといろいろあるんですけども、第4条にですね、町民等の責務というのがございまして、これは私、前も言っとるんですけども、町民及び滞在者が町民等となっております。滞在者を含めると、私、前にも言っていますけども、基本理念に則り負荷の低減に努めるということになっております。こういったところは大いに参考にさせていただきたいなと思っております。

その他生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、その他生物の多様性の確保を図られることとか、非常に参考になるところがたくさんございます。是非ですね、参考にさせていただきたいなこう思っております。

続きまして、急ぐようでございますけども、旧紀伊長島町の3点目に入りたいと思います。旧紀伊長島町ですね、環境の保全と美化に関する条例、これは実はですね、昭和46年7月施行なんですね。国の各市町村、全国の市町村でつくっておる環境基本条例関係はですね、だいたい平成7年ごろのやつが多いんです。それは何故かといいますと、国の環境基本法というのは、平成5年に制定されたんですね。長島のこの環境保全と美化に関する条例は、それ以前の昭和46年に格調高い文語調で始まった条例でございます。

私はこの先見性、長島の人々の先見性に非常に驚いております。質問はいくつかありますけども、先ほどの質問と一緒にございます。読ませてまいります。

1番、条例制定時の立法事実はどうだったんか。2点目はですね、これも提案の主体はどこだったんかと。2点目と3点目は一緒ですね。主体がどこやったかということですね。4点目はその時の評価とか裁判の有無。5点目は廃止に至った経緯がわかればということでございます。以上でございます。よろしくどうぞ。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この3番の旧紀伊長島町の環境の保全と美化に関する条例のことについて、これもやはり申し訳ございませんが、同じような答弁になろうかと思えます。条例に至った背景についてでございますが、昭和46年7月に議決されているようでございます。当時の議会では利害関係者への配慮、環境に影響を及ぼす事業活動の懸念などの議論がされているようで

すが、制定に至った背景については記録がなく、現在では把握できていないところがございます。

条例の前文に見られるように自然保護、地域開発の基調とするという意見が必要となるような状況もあったのではないかと推測だけでございます。条例の提案にあたりましてはですね、これも執行部から提案されたのではないかとと思いますが、検討にあたっての記録等もなくですね、主体的にどこが取り組んでいったのかも不明でございます。

それから、条例制定後の問題についてはですね、これも先ほどと同じようで、本条例に起因した係争については争われた事実はないと思っております。これも廃止になったのはですね、新町で引き継ぐもの、新町で新たに形成していくものということで、おそらくこれも推測でございますが、新町で新たに形成していくのがいいのではないかというような判断ではなかったのでしょうか。という推測しか、申し訳ございません。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

失礼します。ありがとうございます。なにぶん昭和46年って古いんですんで、おそらくそうだと思います。まさか意図的に公文書の廃棄していることはないと思いますけども、そういうことで。実はですね、この長島の条例につきまして、私いろいろ読みますとですね、いろいろ関心のあるところがあります。例えばですね、前文にこういうのがあります。ちょっと読ませてもらいます。

紀伊長島の自然に関心をいだく学究の友情等によって、当町ないし当町周辺における動植物の生態等が明らかにされることにより、いわゆる守るべき自然の実体が詳しく知られるに至った。この後ですね、予定される関連県条例及び別案海水浴、キャンプ管理条例と並行して、環境の保全と美化に関する条例を制定し、自然保護を地域開発の基調とする町政を試みんとするものである、でございます。ということで私はこのキャンプ、海水浴うんぬんのところが非常に気になっております。

どうもこの条例はまだ生き残っておるようでございます。これにつきましては、別の機会に質問させてもらいたいと思います。これが環境保全条例に入っておりました。それともう1点ですね、こんなものもあります、保全地域、環境の保全地域の指定ができるというようなこともうたっております。もしこの条例がもし生きていてですね、環境保全地域として熊野古道周辺が保全地区に指定されていたならば、いたならばですよ、現在起こって

いる例えば一石峠の埋立等はなかったんじゃないかなと、こう思ってます。これはまあ仕方ないことなんですけども、私はそういうことを思います。

環境保全地域につきましても、何らかのことで反映していただくと大変ありがたいなど、こういう意見でございます。以上よろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目に入ってよろしいですか。

ちょっと実は環境関連条例関係ですが、もうちょっとゆっくりやりたいんですけども、ちょっと時間ありませんもんで、結構早く進んでおります、ごめんなさい。4点目、買い物通院難民対策。実は買い物対策につきましては、ちょっと他の件でもちょっと言いたいことあるんですけど、今回は買い物通院難民対策につきましては、交通面に今回絞って質問させていただきたいと思ひます。

実は最近ですけども、あるところで私のベッドの隣の方で透析患者の方がおりまして、透析患者の方がいわくですね、こんなこと言われてまして、もうびっくりしたんです。紀伊長島地区のですね、透析患者の方で月・水・金に行っておる方がみえます、お年寄りだと思います。この方ですね、週3回、さっきも言いました。この時の交通費ですね、介護タクシーを使っておるようなんですけども、月8万円かかっているということですね。たぶん年金生活者だと思います。私これびっくりしました。

月8万円もかかっても尾鷲病院に行っておる。ただ尾鷲病院ならまだええけど、これが日赤かなんかになると、もうこれ大変だと思いますけども、そういった意味で月8万円かかるとということでございます。介護タクシー使っておるらしいって聞いたんですけども、ただ介護タクシーちょっと聞きましたらね、介護タクシーもいろいろ制限がございまして、介護度が要介護1以上ということ制限もあるようでございます。そういったことがあります。

ということですね、まず1点目にちょっと関連するもんで、通告はしてなかったんですが、町からのいわゆる通院者に対する補助というんはあるんでしょうか、ちょっと。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

透析患者はね、ご苦労はよくわかります。それでうちのほうは透析患者に対するですね、補助は私、町長になってからさせていただいて、20kmを境にして補助金額が違います。そして、その後ですね、一度改正してもう少し金額を大きくしたようなことがあります。

福祉課長が一生懸命答えたいそうなので、あとは福祉課長で。

家崎仁行議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

人工透析治療を受ける腎臓機能障害者に対して交通経費の一部を補助する事業のほうを行っております。腎臓機能障害者通院交通費補助金事業であります。現在、自家用車、路線バスに対しましては53名の方、福祉有償運送、福祉タクシー利用者については16名、合計69名の方について昨年度の実績で224万9,500円の補助を行っております。以上でございます。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

ありがとうございます。私これ聞いた時にですね、補助はないんかいなと思っていました、月8万円いる、僕、大変だと思っていました。今、聞きましたもので、若干の安心はしております。交通タクシーにつきまして、実は最近ですね、私、矢口の辺りを通ってまして、こんなこと言うて悪いんですけども、空気を運んでいるバスっていいですかね、これ空っぽでございますけども、ほとんど人が乗ってないバスとかですね、いろんな交通手段がちょっと見ますと。またですね、尾鷲市のふれあいバスというのがございますけども、これは須賀利地区から島勝・矢口、それから馬瀬・船津を通ってたぶん高速に乗るんだと思いますけども、素通りして尾鷲まで通っておるふれあいバスがございます。

これは聞くところによりますと、紀北町の人が利用できないそうでございます。そういうことになっておるはずですが、これは公共交通機関のあれでもちょっと見ました。非常になんて言いますかね、非効率だと思っています。今回はですね、それに対していろんな聞きたいのはですね、三重交通、公共交通バスですね、あるいはいこかバス、海山の。スクールバス、あるいは健康センターへ、古里温泉のバスですね、さっきも須賀利運行の尾鷲市のバスもそうですけども、非常に非効率な感じしております。

それで実際ですね、こういったバスにつきましては、たぶん町から補助金が出ておると思います。補助金とその利用者の数といいですかね、そういったところ効率が、私非常に問題があると思っておるんですけども、この辺について数字が多少でもわかれば教えていただけないでしょうか。以上でございます。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ね、空気を運ぶバスという表現をされました。公共交通空白地帯のことをやると、必ずこの言葉が実は出るんです。グルグル回しても人は乗っていないよというような感じのことでございます。そういうことがあってですね、紀北町はいこかバス等につきましても、目的等を絞ってですね、やりたいということで買い物と通院の目的にあわせたような時間帯、それから回数にさせていただいています。

これ例えば対象者が一定なわけですね、空白地帯で自分で移動できない方、5回、10回、回らしても対象者は増えないんですよ、極端に言えば。だからそういうことで週2回午前前の部とか、そういうことでさせていただいております。それはできるだけ空気を運ぶんではなしに人を運ぶ工夫をしているということですね、ちょっと認識していただきたいので、そのようにお話をさせていただきました。

各運送の費用及び利用人数についてでございますが、平成29年度の実績でお答えをさせていただきます。費用についてでございますが、三重交通の路線バスの存続に資する補助金につきましては549万6,000円、廃止代替バス運行委託費につきましては、これ河合線でございます、769万1,000円。いこかバス運行委託料424万9,000円、スクールバス運行経費1,046万3,000円、これを合計すると2,789万9,000円となっております。

次に利用人数につきましては、三重交通の路線バスは乗降調査に基づく数値でございます。尾鷲長島線2万6,353人、島勝線1万2,885人、河合線は運賃収入から推計させていただきましたところ4,260人、いこかバスが3,179人、合計4万6,677人でございます。スクールバスにつきましては、対象児童につきましては合計で53人となっております。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今の三重交通のバスとか河合線、いこかバス、スクールバスでありましたけれども、ただ古里温泉へ行くバスとか、健康センターへ行くバスは、いこかバスなんでしょうか、どうですか、別ですか。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

古里温泉にバスは行っておりません。それで別でございます、健康センターは。今、古里温泉は試験としてですね、車の買い換えが重なりましたもので、それを7人乗りの車に買い換えて、午前、午後1便ずつですね、無料送迎を実験的にさせていただいておるところでございます。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

そういったこともよくわかりました。私ですね、実は公共交通の審議会か委員会ってありましたけど、自治連の会長をやっておった時に出させてもらっています。ただちょっと疑問に思いましたのはですね、あれ公共交通機関の審議会だったと思いますんで、例えばスクールバスとかああいうのは議題にのりませんでした。私、スクールバスにつきましても、一般住民も混乗できるんじゃないかなと思っております。これ混乗につきましても、インターネットで調べますと、実際やるとところあります。例えば和歌山県のかつらぎ町とか、混乗をやっております。法的には僕、できるんじゃないかなという感じは持っています。教育委員会としては難しいかどうかわかりませんが、そういったことも効率よくやってほしいと。その混乗の問題。それから、混乗できるかどうか1つ聞きたいんです。

2つ目はさっきトータル的にですね、検討する委員会をつくる気はあるかどうか。つまり公共交通機関だけじゃなくて交通システム全体を考える。これをつくる気があるか、つくる計画はあるかどうか。是非やってほしいなということでございます。

3つ目いきます。3つ目はよろしいでしょうか。尾鷲市と紀北町でいこかバス、ふれあいバスの相互乗り入れは可能かどうか。それでお互いに利用できるんじゃないかと。相互乗り入れとしては都会の私鉄、近鉄では何十年も前からやっております、相乗り、これ条例の問題だけだと思いますんで、話し合えばできるんじゃないかなと思います。この3つでお願いします。よろしいでしょうか。お聞きします。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと私で答弁足りないところがあったら、それぞれ担当課で補足していただきたいと思いますが、混乗というのは、スクールバス大変シーズンとかあれによって、午前中ま

でとかですね、いろいろな問題がございまして、なかなか使い勝手が悪いなっていうんです、皆さんが乗られるにはね。そういうものとあと補助金でスクールバスとしていただいていると、それは利用できない。そういういろいろな制約もございましてですね、子どもたちの、我々も矢口まで行くんだったら、普通の人も乗せたらとか、逆にスクールバスを利用して、したんですが、なかなか難しい部分が課題が出てきます。

それからするとスクールバスはスクールバスでいったほうがいいんじゃないかなと私、自分は考えております。トータル的にはですね、考えないのかということ、公共交通を考えていく中で、全てそういうものも含めて考えています。ただ公共交通会議の中のテーブルにのせるのはこの問題ですよという形にはなるんですけども、考え方自体はトータルとして行っていることとございます。

それから相互乗り入れはですね、大変難しい。ただ基幹的な部分は三重交通が長島から尾鷲市、それから島勝から尾鷲市までしてますんで、そういう意味での公共交通は行っております。ただ、いこかバスとふれあいバスですね、相互乗り入れはちょっと難しいんじゃないかなと思っております。それは紀北町は紀北町で完結しようと、公共交通空白地をどう移動していただくかの考え方でございますので、あと補足するようなところがあったらお願いします。

家崎仁行議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

スクールバスでございますけど、赤羽小中のスクールバスについては、国の補助事業で購入しておりますので、他の用途に使うというのは目的外ということになりますので、ちょっと難しいものがあるかと思えます。

それと海山地区につきましては、14人乗りと29人乗りのスクールバスがございまして。朝と午後2便、あと朝と午後3便、そういうふうな1日、3回と4回の運行を行っております。混乗、一緒に一般の方が乗るということについては、ちょっと今後また調査させていただきたいとは思いますが、スクールバスやはりどこで降ろしてもええということではなくて、なるべく児童・生徒の乗り降りが安全なところと、なるべく停車場に考えております。

そういうことで停車する場所も一般の公共のバスのに比べれば、断然停車の数も少ないですし、バスに乗られる児童・生徒の確認ということも、運転業務については三重交通さ

んのほうに委託はしておるんですけど、そこら辺の確認も運転手の方にさせていただいておるといこともございまして、現在のところ一般の方との同一に乗るといことはちょっと考えてはございません。以上でございます。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1 番 岡村哲雄議員

今、担当課長と町長から回答いただきましたけども、ちょっといろいろ再質問したいと思います。混乗につきましてはですね、さっきいきました和歌山県のかつらぎ町もやっているし、いろんなところやっております。やっておるところは必要にかられてやっておるんです。補助金とかいろいろな法的な制約もあるかわかりませんが、そういったところをですね、足を運んで検討していただきたいんです。難しい、難しいというだけやったら誰でもできるんです。自分で前向きに検討していただきたいなど、それは住民のためでございます。住民のためでございます。あるいは混乗した場合ですね、子どもたちと一般住民も話せる場合もあると思います。そういった意味でも私は意味があるんじゃないかと、実際やっておるところがあります。それでもだめやったらまた言ってください、検討してください。

それと、いこかバスとふれあいバスの問題もですね、相互乗り入れ、完結するという意味わかります。それは行政的には完結したほうがやりやすいでしょう、いろんな意味で。けども住民のためにどちらがいいか、やっぱり考えてほしいんです。実際尾鷲市と話し合っておく場をつくってほしいんです。それでそういった場は努力して、駄目だったらかまいません。駄目だったら駄目って言ってください。そういった努力をしていただきたいんです。

それから、公共交通機関ですけども、私個人的な意見でこれひんしゅくも買うかわかりませんが、今2年でも結構難しいっていいです。10年後を考えます。はたして公共交通機関、JRは別にしまして三重交通さん残っておるんかどうか。私はかなり疑問です、10年後を考えた場合に。公共交通機関を残したい気持ちよくわかるんです。三重交通を残したい気持ちもよくわかります。ただ三重交通も重荷になってきます。市町も重荷です。三重交通あるおかげでいこかバスも走らせにくい部分もあります。ということで私は三重交通は引き上げざる得ないことも視野に入れた検討をお願いしたいと思っています、それも視野に入れるんです。引き上げるかどうかわかりませんが、ただ私、10年後はおそらく

難しいんじゃないかなと思っております。

ということで、今できるとかできんとかじゃなくて、前向きに努力してください。これを是非お願いしたいと思います。

家崎仁行議長

ちょっと待ってください。岡村議員ボールペン、カチカチするのはやめていただけますか。マイクが結構ひろうもんで。

尾上町長。

尾上壽一町長

行政的には本当に努力させていただいているところなんです。それと行政区というのはですね、なかなか難しいところがあるのと、この公共交通、いこかバス、それからふれあいバスもですね、公共の空白地があってその方たちをどこに移動するかという観点でやっていますんで、広域的な観点からすればやはり今の三重交通をですね、しっかりと残していただいて、その三重交通は日に6便とか7便、出ているわけなんで、いこかバスなんかよりずっと回数も多いし、毎日365日出てますんで、これ残すべきだと思いますしね。

我々が今やっているのは三重交通さんに残っていただきたいということを一生懸命やっているんです。ですからいこかバスやふれあいバスで、どんどん乗せていけば、三重交通は待ってましたと思ってやめます。それで三重交通と同じレベルの交通機関を準備しようと思うと億以上のお金がいらいます。

だから、我々は三重交通があればというと5,000万円ぐらい、全体で5,000万円赤字なんです。それで2分の1を国県町が持たせていただいて、2千何百万円の赤字を承知で公共交通の使命があるんでやっていただいている。本当の単なる民間だけだととっくの昔にやめています。

ですから我々はこの三重交通を大変ありがたく、残す手段として高校生のもですね、バス通学補助をしたりして、どうやって残すか。利用を検討しないと引き上げるよというのが、もう目の前にきているんで、我々としてはこの1億円以上の事業ですね、なかなか自分のほうから三重交通さんをよそにおいてやりますということはですね、なかなか行政としてはあまりいいやり方ではないと思います。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今の話ですと、三重交通を残したほうが良いということやと思いますけども、私は住民の視点で住民としてはどちらが得かということ。それを考えていただきたいと思う、こういってでございます。当然赤字補てんもしてますんで、紀北町もね。三重交通としてもかなり重荷になっておると思います。今すぐせよというんじゃないですよ。そういったことも視野に入れてちょっと考えていただきたいなということでございます。

じゃあもう1点でございます。これは意見でございます。先ほどの前者、午前中の議員が言われました。相乗り運送事業でございます。これ企画課がいろいろ考えて実験的にやられると聞きました。これについて質問もいろいろやりたいんですけども、これはちょっと質問項目に入っておりませんもんで、意見を言わせてもらいたいと思います。

私はこれに対しては大いに賛成でございます。意欲的な取り組み、是非これを実らせていただきたいと思います。今回実験的にやられるということですけども、これが線香花火で終わってしまわないように、これをどんどんやっていただきたいなと思っています。ちなみにですね、私いろんなシステムみました、全国の。例えば京丹後市って、京都にあります京丹後市、ここにはですね、ウーバーシステムというものがございます。ちょっと若干違うんですけどもね、ここもどうも聞きますと、中によりますと公共交通機関がなくなって、やむなく住民が立ち上げたというんですよ。ここはNPOでやっております。ウーバーシステムというのはいわゆるデマンド方式でございます。登録をした人がそこへ行って連絡して、そこまで迎えにいくと。これは民間の方がやります、運転。同じです、今回の相乗りバスと民間の方がやります。これはNPOがやっています。これは有償ボランティアでございまして、月1万円稼げたらええほうやと言っています。ほとんどボランティアでございます。これをやりますとですね、やっぱり僕らみたいに60代、70代の方も運転で社会参加できるということもありまして、これは運輸省に申請して認められております。こういったシステムがございまして。ここはもっと僕が言いたいのは、ICTを利用しておるんですね。

昨日も議員言われましたけども、スマホこれを利用しとる年配の方で、これはいろいろちょっと裏がありまして、支援システムこのウーバーシステム非常に優れております。ちょっと検討していただきたいと思います。これは私の意見でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

これは意見でございますので、聞くだけで結構でございます。

最後に5分ですので、5番目よろしいですか。地域の医療機関、医療体制について、今

回はですね、地域の中核医療を担う尾鷲総合病院のあり方について、質問したいと思います。先日の地方新聞によりますと人口減少による赤字決算が課題になっているということでございます。さっきの透析患者だけでなく、地域の人々にとって中核病院として尾鷲総合病院はなくてはならないと思っています。

私も先日まで16日間入院しておりました。非常にありがたいと思いました。人一倍健康づくりに熱心に取り組んでいる尾上町長を先頭にですね、私たち紀北町民としてもこのまま地域医療を支える尾鷲総合病院の運営及び経営危機に知らん顔することはできないのではないかと、私は思っております。

じゃあ何故、民間の診療所で赤字になるのか。一言で言えば、一言で言えばですよ、救急医療や産婦人科など、いわゆる訴訟リスクがあったり、あるいは不採算部門、そういったところを一手に担っておるのは尾鷲総合病院でございます。民間の診療所ではございません。産婦人科につきましては、今から思いますと紀南病院も産婦人科、今ないそうでございます。非常に厳しい状況でございます。そういったことでお聞きしたいのはですね、今まで医師不足や赤字問題等で尾鷲総合病院を抱えているが、尾鷲市側から紀北町、旧紀伊長島町、旧海山町も含めですね、支援に対するアプローチはあったかどうか、町側に。これをお聞きしたいと思います。以上です。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

尾鷲病院のアプローチということでございますが、特にございません。それと1点だけですね、今、救急医療体制のお話をされたんで、これはですね、紀北町も1,600万円ほど出させていただいております。

家崎仁行議長

岡村哲雄君。

1番 岡村哲雄議員

今、紀北町側から出されておるということで、ちょっと安心しました。実はアプローチにつきまして、私、2点聞いております、過去ですね。私、今から十数年前に県の地域医療の審議会におりました。その時の話、こんな話がありました。実は尾上町長よりもちょっと前、以前の町長ですね。アプローチがあったそうです、町へ。尾上町長たぶん知らないと思いますけども、その時の当事者ですよ。ちょっとこうやられた、ちょっとその話

だしてくれんかと、これが1点ございます。公式かどうかわかりませんが、文書に残っていません。これは市長に言うたそうです。

それからこんな話もあります。我々はお客さんだと紀伊長島とか海山は、お金を出すってどういうことかということで反対の意見もあったと。それ以後たぶんアプローチしてないんだと思ってます。今後アプローチがありましたらですね、町長が反応するかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

実は私はこう思ってます。尾鷲市側もですね、単にお金の面での助成を求める態度ではいけないと思っています。自治体が経営する公立病院の経営に関しましてはですね、地方交付税の支援内容とか、一般会計からの繰入金などすべて抱えておる問題を明らかにして、こういった問題があるから、こういったことで支援をお願いできないか。尾鷲市側からあるべきだと思います。もしそういったアプローチがありましたら、紀北町としてはどう反応されますか、町長。

家崎仁行議長

尾上町長。

尾上壽一町長

アプローチをいただいたということはですね、いろいろな形で文書とか、そういう話でないという話ですよ。議員が、尾鷲市の市議会議員とかですね、ちょっと町長一緒にやってよとか、そういう話のレベルの話はありますよ。行政としてはそういうのはアプローチとはとりません。そういうお話だけはさせていただいて、でないとおっしゃった市議会の方がですね、俺いうたわと言われると失礼なんで、そういうお話はありました。ないですね、それともう1つ今後のアプローチはですね、もししたらの話は発言は控えさせていただきますけど、もちろん議員おっしゃるようにすべてを明らかにして、そういう話がないとどういう話もできないと思いますんで、今日は発言は控えさせていただきます。

家崎仁行議長

岡村哲雄君、時間です。

1番 岡村哲雄議員

最後にですね、かつて私は呼びかけ人としてですね、尾鷲総合病院の産婦人科の存続を願う会を立ち上げました。この時ですね、紀伊長島町、海山町、尾鷲市の住民を大きく巻き込みですね、大々的に署名活動を展開したことを思い出します。その時の3地区住民の方々の熱い思いを活動を忘れることはできません。

今後ですね、ごみ処理問題、交通問題、医療問題、環境問題、防災問題など、行政、1つの行政やなくて議会、住民それぞれがですね、課題に広域で尾鷲市と巻き込んで、広域で取り組む時代がきています。そういったことを是非これから進めていただきたいと、以上でございます。

家崎仁行議長

これで岡村哲雄君の質問を終わります。

なお入江康仁君ほか2名の質問者については、20日の本会議での日程といたします。

家崎仁行議長

本日はこれで散会といたします。

(午後 3時 06分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 11 月 20 日

紀北町議会議長

家崎仁行

紀北町議会議員

中津畑正量

紀北町議会議員

岡村哲雄